

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月26日

【事業年度】 第149期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

【会社名】 日本碍子株式会社

【英訳名】 NGK INSULATORS, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大島 卓

【本店の所在の場所】 名古屋市瑞穂区須田町2番56号

【電話番号】 052(872)7171番

【事務連絡者氏名】 財務部長 神藤 英明

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号  
丸の内ビルディング25階  
日本碍子株式会社 東京本部

【電話番号】 03(6213)8855番

【事務連絡者氏名】 東京総務グループ マネージャー 三枝 秀樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第145期	第146期	第147期	第148期	第149期
決算年月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月
売上高 (百万円)	239,363	248,948	252,789	308,671	378,665
経常利益 (百万円)	32,671	29,120	22,029	45,819	61,068
当期純利益又は 当期純損失( ) (百万円)	24,428	35,351	11,422	27,045	41,504
包括利益 (百万円)	10,565	45,506	42,339	57,807	64,879
純資産額 (百万円)	323,945	264,381	303,073	344,453	404,001
総資産額 (百万円)	479,793	523,322	563,030	614,219	702,234
1株当たり純資産額 (円)	940.46	777.78	896.26	1,021.32	1,200.68
1株当たり 当期純利益金額又は 当期純損失金額( ) (円)	74.80	108.27	34.98	82.82	127.11
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	74.69	-	34.92	82.67	126.87
自己資本比率 (%)	64.0	48.5	52.0	54.3	55.8
自己資本利益率 (%)	8.0	12.6	4.2	8.6	11.4
株価収益率 (倍)	19.85	-	28.96	25.96	20.18
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	36,650	13,850	3,681	32,647	73,002
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	17,886	45,438	582	21,185	39,495
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,146	56,608	12,448	2,026	26,000
現金及び 現金同等物の期末残高 (百万円)	63,003	85,148	102,845	119,781	128,616
従業員数 (人)	11,666	12,372	13,159	13,210	16,217
[外、平均臨時雇用者数]	(2,413)	(3,019)	(2,920)	(2,581)	(3,190)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第146期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第146期の株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

4. 米国会計基準を採用する一部の在外子会社では、従来、たな卸資産の評価方法を先入先出法又は後入先出法によっておりましたが、第146期より総平均法に変更したため、第145期については、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

5. 当社及び国内連結子会社では、従来、主として出荷基準により収益を認識しておりましたが、第147期より、契約条件等に基づき着荷日等に収益を認識する方法に変更したため、第146期については、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

なお、第145期以前に係る累積的影響額については、第146期の期首の純資産額に反映させております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第145期	第146期	第147期	第148期	第149期
決算年月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月
売上高 (百万円)	155,020	158,865	151,547	169,724	208,489
経常利益 (百万円)	13,071	16,452	8,151	26,383	36,168
当期純利益又は 当期純損失( ) (百万円)	7,227	44,479	2,479	22,260	17,349
資本金 (百万円)	69,849	69,849	69,849	69,849	69,849
発行済株式総数 (株)	337,560,196	337,560,196	337,560,196	327,560,196	327,560,196
純資産額 (百万円)	241,853	190,266	189,689	214,848	236,482
総資産額 (百万円)	413,113	456,809	438,409	462,655	489,753
1株当たり純資産額 (円)	738.57	580.44	578.62	655.57	721.52
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	20.00 (10.00)	20.00 (10.00)	20.00 (10.00)	22.00 (10.00)	28.00 (13.00)
1株当たり 当期純利益金額又は 当期純損失金額( ) (円)	22.13	136.22	7.59	68.17	53.13
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	22.10	-	7.58	68.05	53.03
自己資本比率 (%)	58.4	41.5	43.1	46.3	48.1
自己資本利益率 (%)	3.0	20.7	1.3	11.0	7.7
株価収益率 (倍)	67.2	-	133.4	31.5	48.3
配当性向 (%)	90.4	-	263.4	32.3	52.7
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	3,293 (622)	3,351 (640)	3,426 (637)	3,531 (482)	3,569 (475)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第146期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第146期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

4. 従来、主として出荷基準により収益を認識しておりましたが、第147期より、契約条件等に基づき着荷日等に収益を認識する方法に変更したため、第146期については、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

なお、第145期以前に係る累積的影響額については、第146期の期首の純資産額に反映させております。

5. 当社では、従来、連結子会社への原材料の支給取引に係る収入については、製造原価及び販売運賃を相殺した純額を営業外収益の「有償支給差益」に含めて表示しておりましたが、第149期よりそれぞれ売上高、売上原価及び販売費及び一般管理費として表示する方法に変更したため、第148期については、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。なお、第148期及び第149期の期首の純資産への影響はありません。

## 2 【沿革】

大正 8 年	日本陶器株式会社（現 株式会社ノリタケカンパニーリミテド）からがいし部門を分離独立、現在地に日本碍子株式会社を設立。主として特別高圧がいし、がい管類の製造販売開始。
11年	化学工業用機器類の製造販売開始。
昭和17年	知多工場建設。
24年	東京・名古屋・大阪の各証券取引所に株式上場。（平成23年 6 月大阪証券取引所上場廃止。）
33年	金属製品の製造販売開始。
37年	小牧工場建設。
38年	環境装置類の販売開始。
40年	米国に販売会社NGK INSULATORS OF AMERICA,LTD.（現NGK-LOCKE, INC.、連結子会社）を設立。
40年	㈱高松電気製作所（現 エナジーサポート㈱）に資本参加、関連会社（現連結子会社）とする。
46年	電子工業用セラミックス製品の製造販売開始。
48年	米国GENERAL ELECTRIC社と合併でがいしの製造会社LOCKE INSULATORS, INC.（連結子会社）を米国に設立。
51年	自動車用セラミックス製品の製造販売開始。
52年	ベルギーにがいしの製造会社NGK-BAUDOUR S.A.と販売会社NGK EUROPE S.A.を設立。 （平成 6 年両社が合併しNGK EUROPE S.A.（連結子会社）となる）
60年	ベルギーに自動車用セラミックス製品の製造会社NGK CERAMICS EUROPE S.A.（連結子会社）を設立。 （平成 19 年に同社は、NGK EUROPE S.A.と合併し、消滅。存続会社のNGK EUROPE S.A.は、NGK CERAMICS EUROPE S.A.に社名変更。）
61年	社名表記を「日本ガイシ株式会社」に変更。
61年	米国に金属製品の製造会社NGK METALS CORPORATION（連結子会社）を設立。
62年	米国に持株会社NGK NORTH AMERICA, INC.（連結子会社）を設立。
63年	米国に自動車用セラミックス製品の製造会社NGK CERAMICS USA, INC.（連結子会社）を設立。
平成 3 年	双信電機株式会社に資本参加、関連会社（現連結子会社）とする。
8 年	中国にがいしの製造会社NGK唐山電瓷有限公司（連結子会社）を設立。
12年	南アフリカに自動車用セラミックス製品の製造会社NGK CERAMICS SOUTH AFRICA(PTY)LTD.（連結子会社）を設立。
13年	中国に自動車用セラミックス製品の製造会社NGK(蘇州)環保陶瓷有限公司（連結子会社）、燃烧装置の製造会社NGK(蘇州)精細陶器器具有限公司（連結子会社）を設立。
14年	米国の半導体製造装置用モジュールの製造会社FM INDUSTRIES, INC.（連結子会社）に資本参加、子会社とする。
14年	電力貯蔵用NAS電池（ナトリウム/硫黄電池）を事業化。
15年	ポーランドに自動車用セラミックス製品の製造会社NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O.O.（連結子会社）を設立。
15年	インドにがいしの製造会社BIRLA NGK INSULATORS PRIVATE LIMITED.（持分法適用関連会社）を設立。（平成18年に同社の株式を全株売却し、資本関係を解消。）
18年	中国に変電がいしの製造会社NGK(蘇州)電瓷有限公司（連結子会社）を設立。（平成26年に同社の解散を決議。）
19年	当社の環境装置事業の一部を吸収分割により㈱NGK水環境システムズに承継、分社化。
20年	メキシコに自動車用セラミックス製品の製造会社NGK CERAMICS MEXICO, S.DE R.L.DE C.V.（連結子会社）を設立。
20年	㈱NGK水環境システムズが富士電機ホールディングス㈱の子会社である富士電機水環境システムズ㈱と合併。新社名はメタウォーター㈱（持分法適用関連会社）。
23年	石川工場建設。
24年	エナジーサポート㈱（連結子会社）を完全子会社化。
27年	新日鐵住金㈱より日鉄住金エレクトロデバイス㈱（現 NGKエレクトロデバイス㈱、連結子会社）の全株式を取得し、完全子会社化。

### 3 【事業の内容】

当社グループの企業集団は、当社、子会社74社(うち連結子会社58社、持分法適用会社1社)及び関連会社4社(うち持分法適用会社1社)で構成され、その主な事業内容と、各構成会社の当該事業に係る位置づけは次のとおりです。

なお、次の3事業区分は「第5 経理の状況 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表] [注記事項] (セグメント情報等)」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

#### 〔電力関連事業〕

当事業は、電力用がいし・機器及びNAS@電池の製造・販売を行っております。

がいしの製造は、国内では当社と明知ガイシ(株)、海外については米国ではLOCKE INSULATORS, INC.、NGK-LOCKE POLYMER INSULATORS, INC.、中国ではNGK唐山電瓷有限公司が行っております。販売は国内では当社、米国ではNGK-LOCKE, INC.、カナダではNGK INSULATORS OF CANADA, LTD.、中国では恩基客(中国)投資有限公司、NGK唐山電瓷有限公司、豪州ではNGK STANGER PTY. LTD.が行っています。なお中国のNGK(蘇州)電瓷有限公司につきましては、現在清算に向けた手続きを進めております。

配電用機器の製造は、国内ではエナジーサポート(株)グループ、豪州ではNGK STANGER PTY. LTD.が行い、販売は国内では当社及びエナジーサポート(株)グループ、豪州ではNGK STANGER PTY. LTD.が行っております。

NAS@電池の製造・販売は、主として当社が行っております。

NGK NORTH AMERICA, INC.は、米国における持株会社です。

#### 〔セラミックス事業〕

当事業は、自動車用セラミックス製品、一般産業用セラミックス製品・機器装置の製造・販売を行っております。

自動車用セラミックス製品の製造は、国内では当社、エヌジーケー・セラミックデバイス(株)、米国ではNGK CERAMICS USA, INC.、欧州ではNGK CERAMICS EUROPE S.A.、NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O.O.、インドネシアではP.T.NGK CERAMICS INDONESIA、南アフリカではNGK CERAMICS SOUTH AFRICA(PTY)LTD.、中国ではNGK(蘇州)環保陶瓷有限公司、メキシコではNGK CERAMICS MEXICO, S. de R.L.de C.V.が行っております。

また自動車用セラミックス製品の販売は、国内では当社、米国ではNGK AUTOMOTIVE CERAMICS USA, INC.、カナダではNGK INSULATORS OF CANADA, LTD.、欧州ではNGK EUROPE GmbH、南アフリカではNGK CERAMICS SOUTH AFRICA(PTY)LTD.、中国ではNGK(蘇州)環保陶瓷有限公司が行っております。

化学工業用耐食機器及び液・ガス用膜分離装置の製造は、当社及び池袋珪瑯工業(株)、エヌジーケー・フィルテック(株)が行い、販売は当社及びエヌジーケー・ケミテック(株)が行っております。燃焼装置及び耐火物の製造は、国内ではエヌジーケー・キルンテック(株)、エヌジーケー・アドレック(株)、平成セラミックス(株)、中国ではNGK(蘇州)精細陶器器具有限公司、タイではSIAM NGK TECHNOCERA CO., LTD.が行い、販売は、国内では当社及びエヌジーケー・キルンテック(株)、中国ではNGK(蘇州)精細陶器器具有限公司、タイではSIAM NGK TECHNOCERA CO., LTD.が行っております。低レベル放射性廃棄物用処理装置の製造及び販売は、当社が行っております。

#### 〔エレクトロニクス事業〕

当事業は、ベリリウム銅圧延製品、電子工業用・半導体製造装置用セラミックス製品、金型の製造・販売を行っております。

ベリリウム銅圧延製品の製造は、国内では当社及びエヌジーケー・メテックス(株)が行い、販売は当社が行っております。海外については、米国ではNGK METALS CORPORATIONが製造・販売を行っております。欧州ではNGK BERYLCO FRANCE、NGK BERYLCO U.K. LTD.の2社が加工・販売を行い、NGK DEUTSCHE BERYLCO GmbHが販売を行っております。金型製品については、エヌジーケー・ファインモールド(株)にて製造・販売を行っております。

電子工業用製品の製造はエヌジーケー・セラミックデバイス(株)、販売は国内では当社、欧州ではNGK EUROPE GmbHが行っております。双信電機(株)グループ及びNGKエレクトロデバイス(株)グループにおいては、電子工業用部品の製造・販売を行っております。

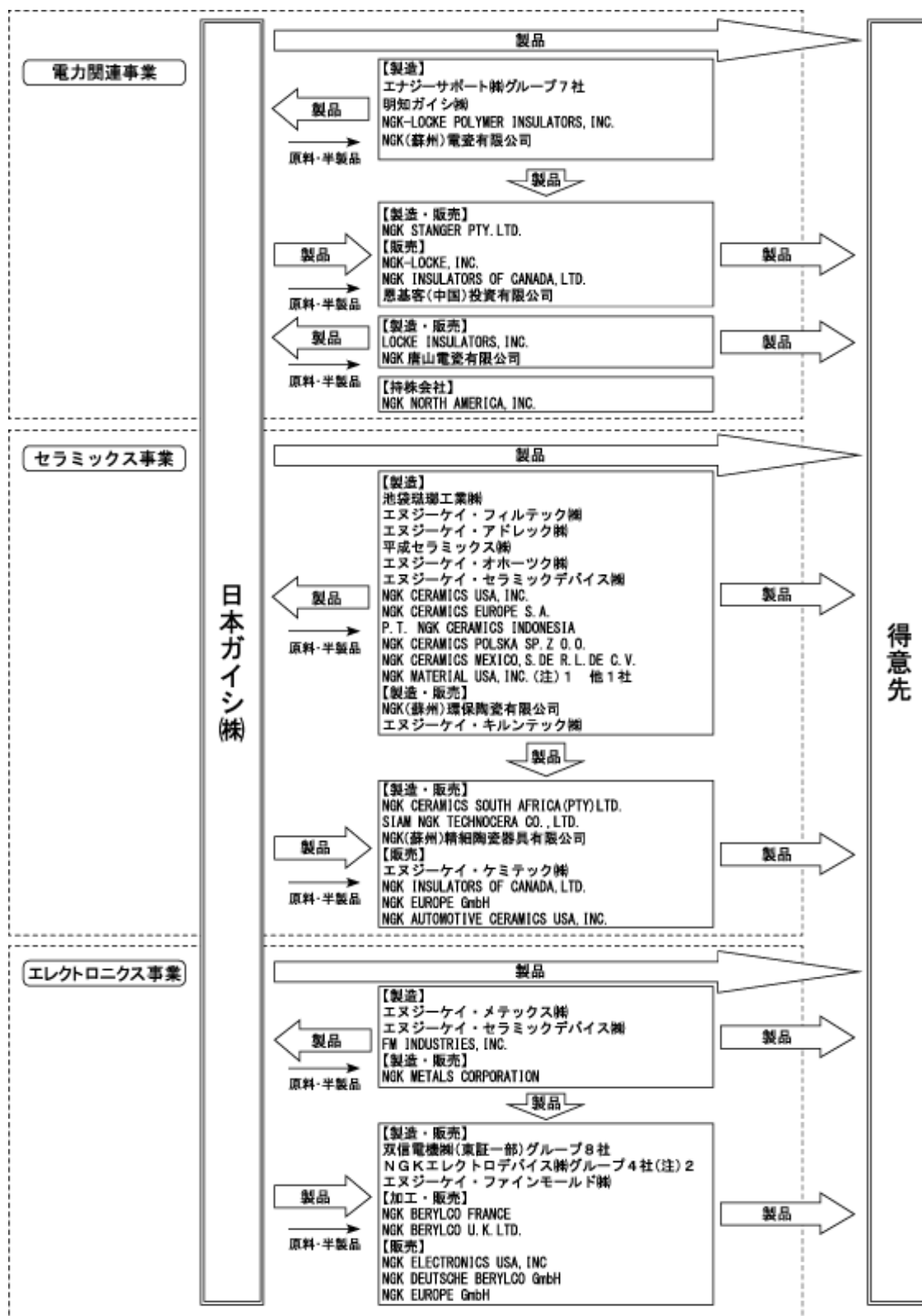
半導体製造装置用セラミックス製品の製造は、国内では当社、米国ではFM INDUSTRIES, INC.が行い、販売は国内では当社、米国ではNGK ELECTRONICS USA, INC.が行っております。

#### (その他の事業)

ゴルフ場経営の(株)多治見カントリークラブ等8社があります。

主要な事業の系統図は次の通りであります。

(連結子会社合計58社)



(注) 1 . NGK MATERIAL USA, INC. については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めておりません。

2 . NGKエレクトロデバイス㈱については、当連結会計年度において新たに株式を取得したため、同社の子会社3社と併せ、それぞれ連結の範囲に含めております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容 〔役員の兼任等〕
(連結子会社)					
明知ガイシ(株) (注) 2	岐阜県恵那市	百万円 135	電力関連事業	100.0 (9.2)	当社より原材料を供給しております。また、同社製品を当社が販売しております。同社より資金借入を行っております。〔有り 4名〕
エナジーサポート(株)	愛知県犬山市	百万円 5,197	電力関連事業	100.0	同社製品を当社が販売しております。同社より資金借入を行っております。〔有り 6名〕
NGK NORTH AMERICA, INC. (注) 5	米国 デラウェア州	万米ドル 16,017	持株会社	100.0	〔有り 5名〕
NGK-LOCKE, INC. (注) 2	米国 メリーランド州	万米ドル 450	電力関連事業	100.0 (100.0)	当社製品を販売しております。〔有り 3名〕
NGK INSULATORS OF CANADA, LTD. (注) 2	カナダ オンタリオ州	万カナダドル 3	電力関連事業 セラミックス事業	100.0 (100.0)	当社製品を販売しております。〔有り 2名〕
LOCKE INSULATORS, INC. (注) 2	米国 メリーランド州	万米ドル 1,000	電力関連事業	100.0 (100.0)	当社より原材料を供給しております。同社製品を当社が販売しております。また、当社製品を販売しております。〔有り 3名〕
NGK-LOCKE POLYMER INSULATORS INC. (注) 2	米国 バージニア州	万米ドル 1,500	電力関連事業	100.0 (100.0)	同社製品を当社が販売しております。当社より技術供与を行っております。〔有り 4名〕
NGK唐山電瓷有限公司	中華人民共和国 河北省唐山市	万元 42,786	電力関連事業	100.0	当社より原材料を供給しております。また、同社製品を当社が販売しております。当社より技術供与を行っております。〔有り 6名〕
NGK STANGER PTY. LTD. (注) 2	オーストラリア ヴィクトリア州	万オーストラリアドル 750	電力関連事業	100.0 (15.0)	当社製品を販売しております。〔有り 2名〕
NGK(蘇州)電瓷有限公司 (注) 5	中華人民共和国 江蘇省蘇州市	万元 75,778	電力関連事業	100.0	当社より資金貸付を行っております。〔有り 6名〕

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容 〔役員兼任等〕
恩基客(中国)投資有限公司	中華人民共和国 上海市	万元 30,402	電力関連事業	100.0	当社製品を販売しております。 〔有り 7名〕
池袋珪瑯工業(株)	埼玉県所沢市	百万円 200	セラミックス事業	78.9	同社製品を当社が販売しております。 当社より資金貸付を行っております。 〔有り 6名〕
エヌジーケイ・ケミ テック(株) (注)2	名古屋市瑞穂区	百万円 30	セラミックス事業	100.0 (45.0)	当社製品を販売しております。 同社より資金借入を行っております。 〔有り 4名〕
エヌジーケイ・フィ ルテック(株)	神奈川県 茅ヶ崎市	百万円 50	セラミックス事業	100.0	同社製品を当社が販売しております。 当社より資金貸付を行っております。 〔有り 4名〕
エヌジーケイ・アド レック(株) (注)2	岐阜県可児郡 御嵩町	百万円 306	セラミックス事業	97.9 (0.2)	同社製品を当社が販売しております。 当社より資金貸付を行っております。 〔有り 4名〕
エヌジーケイ・キル ンテック(株)	名古屋市瑞穂区	百万円 85	セラミックス事業	100.0	当社製品を販売しております。また、同 社製品を当社が販売しております。 同社より資金借入を行っております。 〔有り 4名〕
平成セラミックス(株)	三重県伊賀市	百万円 150	セラミックス事業	100.0	同社製品を当社が販売しております。 当社より資金貸付を行っております。 〔有り 3名〕
エヌジーケイ・オ ホーツク(株)	北海道網走市	百万円 60	セラミックス事業	100.0	同社製品を当社が購入しております。 土地・建物及び設備 を賃貸しております。 当社より資金貸付を行っております。 〔有り 4名〕
NGK EUROPE GMBH (注)2、6	ドイツ クローンベルク 市	万欧元 5	セラミックス事業 エレクトロニクス 事業	100.0 (100.0)	当社製品を販売しております。 〔有り 2名〕
NGK AUTOMOTIVE CERAMICS USA, INC. (注)2、6	米国 ミシガン州	万米ドル 300	セラミックス事業	100.0 (100.0)	当社製品を販売しております。 〔有り 2名〕
NGK CERAMICS USA, INC. (注)2	米国 ノースキャロラ イナ州	万米ドル 1,500	セラミックス事業	100.0 (100.0)	当社より原材料を供給しております。 当社より技術供与を行っております。 〔有り 3名〕
NGK MATERIAL USA, INC. (注)2	米国 ノースキャロラ イナ州	万米ドル 1,500	セラミックス事業	100.0 (100.0)	当社より原材料を供給しております。ま た同社より原材料を 購入しております。 〔有り 1名〕



名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容 〔 役員の兼任等 〕
NGK CERAMICS EUROPE S.A. (注) 5	ベルギー エノー州	万ユーロ 15,835	セラミックス事業	100.0	当社より原材料を供給しております。 当社より技術供与を行っております。 同社より資金借入を行っております。 〔 有り 2名 〕
P.T. NGK CERAMICS INDONESIA	インドネシア ブカシ県	万米ドル 3,500	セラミックス事業	97.8	当社より原材料を供給しております。また、同社製品を当社が販売しております。 当社より技術供与を行っております。 当社より資金貸付を行っております。 〔 有り 3名 〕
NGK CERAMICS SOUTH AFRICA(PTY)LTD. (注) 2	南アフリカ共和国 ケープタウン市	万南アフリカ ランド 5,700	セラミックス事業	100.0 (100.0)	当社より半製品を販売しております。 当社より技術供与を行っております。 〔 有り 3名 〕
NGK(蘇州)環保陶瓷有限公司 (注) 2、5	中華人民共和国 江蘇省蘇州市	万元 56,932	セラミックス事業	100.0 (37.9)	当社より原材料を販売・供給しております。また、同社製品を当社が販売しております。 当社より技術供与を行っております。 〔 有り 4名 〕
NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O.O. (注) 2、5	ポーランド グリヴィッツエ 市	万ポーランド ズロチ 24,000	セラミックス事業	95.0 (95.0)	当社より原材料を供給しております。また同社製品を当社が販売しております。 当社より技術供与を行っております。 〔 有り 1名 〕
NGK CERAMICS MEXICO,S.DE R.L.DE C.V. (注) 5	メキシコ ヌエボ・レオン 州	万米ドル 11,679	セラミックス事業	95.0	当社より原材料を供給しております。 当社より技術供与を行っております。 当社より資金貸付を行っております。 〔 有り 4名 〕
SIAM NGK TECHNOCERA CO., LTD.	タイ サラブリー県	万タイバーツ 7,400	セラミックス事業	100.0	当社より原材料を供給しております。 当社より技術供与を行っております。 当社より資金貸付を行っております。 〔 有り 4名 〕
NGK(蘇州)精細陶瓷器具有限公司	中華人民共和国 江蘇省蘇州市	万元 10,098	セラミックス事業	100.0	当社より原材料を供給しております。また同社製品を当社が購入しております。 〔 有り 5名 〕

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容 〔役員の兼任等〕
エヌジーケイ・メ テックス(株)	埼玉県加須市	百万円 120	エレクトロニクス 事業	100.0	当社製品の加工を同 社に委託してありま す。 同社より資金借入を 行っております。 〔有り 5名〕
エヌジーケイ・ファ インモールド(株)	愛知県半田市	百万円 187	エレクトロニクス 事業	100.0	当社より建物及び設 備を賃貸してありま す。 同社より資金借入を 行っております。 〔有り 5名〕
NGK METALS CORPORATION (注) 2	米国 テネシー州	万米ドル 2,200	エレクトロニクス 事業	100.0 (100.0)	当社より半製品を販 売しております。ま た同社より原材料を 購入しております。 〔有り 4名〕
NGK BERYLCO FRANCE (注) 2	フランス ナント市	万ユーロ 177	エレクトロニクス 事業	100.0 (100.0)	当社より製品・半製 品を販売してありま す。 〔有り 3名〕
NGK BERYLCO U.K.LTD. (注) 2	イギリス マンチェスター 市	万英ポンド 50	エレクトロニクス 事業	100.0 (100.0)	当社より製品・半製 品を販売してありま す。 〔有り 2名〕
NGK DEUTSCHE BERYLCO GMBH (注) 2	ドイツ クローンベルク 市	万ユーロ 221	エレクトロニクス 事業	100.0 (100.0)	当社より製品を販売 してあります。 〔有り 2名〕
エヌジーケイ・セラ ミックデバイス(株)	愛知県小牧市	百万円 90	セラミックス事業 エレクトロニクス 事業	100.0	当社より原材料を供 給しております。ま た、同社製品を当社 が販売してありま す。 同社より資金借入を 行っております。 当社より建物及び設 備を賃貸してありま す。 〔有り 6名〕
FM INDUSTRIES, INC. (注) 2	米国 カリフォルニア 州	万米ドル 2,200	エレクトロニクス 事業	100.0 (100.0)	当社より製品を販売 してあります。ま た、同社製品を当社 が購入してありま す。 〔有り 4名〕
NGK ELECTRONICS USA, INC. (注) 2	米国 カリフォルニア 州	万米ドル 200	エレクトロニクス 事業	100.0 (100.0)	当社製品を販売して あります。 〔有り 4名〕

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容 〔役員の兼任等〕
双信電機(株) (注) 3、4	長野県佐久市	百万円 3,806	エレクトロニクス 事業	40.6	当社より製品を販売 しております。また、 同社製品を当社 が購入してしま す。 同社より資金借入を 行っております。 〔有り 2名〕
NGKエレクトロデ バイス(株)	山口県美祢市	百万円 3,450	エレクトロニクス 事業	100.0	当社より資金貸付を 行っております。 〔有り 3名〕
NGK ELECTRONICS DEVICES (M) SDN. BHD.	マレーシア ペナン州	万マレーシア リンギット 5,400	エレクトロニクス 事業	100.0 (100.0)	
その他 16社					
(持分法適用非連結 子会社) (株)多治見カントリー クラブ	岐阜県多治見市	百万円 50	その他の事業	100.0	同社より資金借入を 行っております。 〔有り 4名〕
(持分法適用関連会社) メタウォーター(株) (注) 3	東京都千代田区	百万円 11,946	その他の事業	28.9	当社より製品を供給 しております。 〔有り 1名〕

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称等を記載しております。  
2. 議決権の所有割合の( )内は間接所有割合を内数で示しております。  
3. 有価証券報告書を提出しております。  
4. 持分は100分の50以下であります。が支配力基準により子会社に該当しております。  
5. 特定子会社に該当しております。  
6. NGK EUROPE GMBH及びNGK AUTOMOTIVE CERAMICS USA, INC.については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。主要な損益情報等は以下の通りであります。

	NGK EUROPE GMBH	NGK AUTOMOTIVE CERAMICS USA, INC.
売上高(百万円)	88,856	57,052
経常利益(百万円)	2,422	2,842
当期純利益(百万円)	1,781	1,902
純資産額(百万円)	3,870	3,030
総資産額(百万円)	33,452	17,296

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成27年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
電力関連事業	2,419	(421)
セラミックス事業	7,941	(2,249)
エレクトロニクス事業	4,983	(486)
全社(共通)	874	(34)
合計	16,217	(3,190)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。  
3. 従業員数が当連結会計年度において、3,007名増加しておりますが、主として、NGKエレクトロデバイス株式会社の全株式を取得し、連結の範囲に含めたためであります。

### (2) 提出会社の状況

平成27年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
3,569(475)	38.8	15.6	7,366,485

セグメントの名称	従業員数(人)	
電力関連事業	802	(158)
セラミックス事業	1,278	(221)
エレクトロニクス事業	615	(62)
全社(共通)	874	(34)
合計	3,569	(475)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

### (3) 労働組合の状況

当社においては、日本碍子労働組合(組合員総数2,960名)が組織されており、セラミックス産業労働組合連合会に属しております。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安による輸出環境の改善や株価の上昇などに伴って底堅さが増し、緩やかな回復傾向が続きました。海外では、中国や欧州で一部成長鈍化が見られたものの、米国経済を中心に回復基調が続きました。

このような状況のもと、当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）におきましては、セラミックス事業で米国、中国市場の好調な自動車販売や全世界的な排ガス規制強化などにより、自動車関連製品の需要が堅調に推移しました。エレクトロニクス事業でも、モバイル製品の増加を背景に、半導体製造装置用セラミックス製品の需要が増加しました。更に、平成27年1月5日に連結子会社となったNGKエレクトロデバイス株式会社の第4四半期売上が加わり、増収に寄与しました。電力関連事業においても、電力貯蔵用NAS@電池（ナトリウム/硫黄電池）の海外大口案件の出荷があり増収となりました。これらの結果、当連結会計年度における売上高合計は、前期比22.7%増の3,786億65百万円となりました。

利益面では、労務費の上昇や高水準の設備投資、開発インプットなどで固定費が増加したものの、自動車関連製品や半導体製造装置用セラミックス製品の増収、円安影響等により吸収し、営業利益は前期比39.2%増の615億77百万円、経常利益は同33.3%増の610億68百万円となりました。当期純利益については、「競争法関連損失引当金繰入額」を特別損失として計上しましたが、持分法適用関連会社であるメタウォーター株式会社の株式上場と新株発行に伴う「持分変動利益」を特別利益に計上したほか、営業利益の改善により、前期比53.5%増の415億4百万円の計上となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

#### 〔電力関連事業〕

当事業の売上高は、728億47百万円と前期に比して23.5%増加いたしました。

がいしは北米、中近東、東南アジア等の堅調な海外需要に加え、国内電力会社の設備更新による売上増もあり、前期比で増収となりました。NAS@電池は海外の大口案件を中心とした出荷により前期比で増収となりました。

利益面では、売上増やコストダウン等により、部門合計では前期39億円の営業損失から23億51百万円の営業損失に赤字が縮小しました。

#### 〔セラミックス事業〕

当事業の売上高は、2,271億98百万円と前期に比して19.0%増加いたしました。

自動車関連製品は欧米や中国での乗用車販売、並びに日米のトラック販売が堅調に推移し需要が拡大しました。また欧州や中国での新たな排ガス規制の適用もあり、触媒用セラミックス担体（ハニセラム・大型ハニセラム）やSiC製ディーゼル・パティキュレート・フィルター、NOxセンサーの需要が大幅に増加しました。産業機器関連製品は、国内主要客先の設備投資が回復基調にあり、若干の増収となりました。

営業利益は、自動車関連製品の物量増や円安の影響、コストダウン等により、前期比28.0%増の576億14百万円となりました。

#### 〔エレクトロニクス事業〕

当事業の売上高は、787億59百万円と前期に比して33.7%増加いたしました。

半導体製造装置用セラミックス製品は、モバイル製品の拡大を背景に需要が増加し前期比で増収となったほか、ベリリウム銅製品も中国・新興国での需要拡大により増収となりました。電子部品では、平成27年1月5日に連結子会社となったNGKエレクトロデバイス株式会社の第4四半期売上が連結対象に加わり、増収に寄与しました。連結子会社の双信電機株式会社におきましても、産業機器向けの需要が堅調で増収となりました。

営業利益は、主として半導体製造装置用セラミックス事業の増収などにより、前期比102.8%増の62億94百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、営業活動による730億2百万円の収入、投資活動による394億95百万円の支出、及び財務活動による260億円の支出などにより前期末に比し88億35百万円増加し、当期末残高は1,286億16百万円となりました。

〔営業活動によるキャッシュ・フロー〕

営業活動に伴う資金は、売上債権の増加やN A S 電池安全対策引当金の減少などによる支出の一方、税金等調整前当期純利益563億90百万円や減価償却費などにより730億2百万円の収入となりました。前期との比較では、税金等調整前当期純利益の増加や、N A S 電池安全対策引当金の取崩し額の減少などにより、収入が403億55百万円増加しました。

〔投資活動によるキャッシュ・フロー〕

投資活動に伴う資金は、有形固定資産の取得や子会社株式の取得などから394億95百万円の支出となりました。前期との比較では、子会社株式の取得による支出などにより支出が183億10百万円増加しました。

〔財務活動によるキャッシュ・フロー〕

財務活動に伴う資金は、社債の償還や配当金の支払などにより260億円の支出となりました。前期との比較では、社債の償還などから、収入が280億27百万円減少しました。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	前年同期比(%)
電力関連事業(百万円)	68,240	103.8
セラミックス事業(百万円)	232,368	124.2
エレクトロニクス事業(百万円)	85,135	140.2
合計(百万円)	385,744	123.0

- (注) 1. 購入品仕入実績については区分して記載することが困難なため、生産実績に含めて記載しております。  
2. 上記は、販売価格をもって表示しております。  
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
4. セグメント間取引については、相殺消去しております。

### (2) 受注状況

当連結会計年度における受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (百万円)	前年同期比(%)	受注残高 (百万円)	前年同期比(%)
電力関連事業	71,878	108.0	27,412	74.8
セラミックス事業	239,937	126.4	23,218	229.3
エレクトロニクス事業	78,152	128.3	13,895	105.0
合計	389,968	122.9	64,526	107.5

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2. セグメント間取引については、相殺消去しております。

### (3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	前年同期比(%)
電力関連事業(百万円)	72,804	123.5
セラミックス事業(百万円)	227,101	119.0
エレクトロニクス事業(百万円)	78,759	133.7
合計(百万円)	378,665	122.7

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2. セグメント間取引については、相殺消去しております。

### 3 【対処すべき課題】

当社を取り巻く環境は、政治経済や通商ルールの変化、エネルギー・環境問題や技術革新など、事業機会が拡大する一方で不確実性が増すと予想されます。

このような状況のもと、当社グループは「世界に通用する真のグローバル企業」を目指して、既存事業の競争力強化「新・ものづくり構造革新」、新製品・新規事業の創出「2017 Challenge 30」を重要な経営戦略とし、全社を挙げて取り組んでまいります。

#### 既存事業の競争力強化 - 新・ものづくり構造革新

当社グループは、中長期的な視点で収益性の確保を図ってまいります。各事業の2020年における「ありたい姿」を定め、技術先進性をベースにした製品価値の向上と革新製造プロセスの開発に取り組めます。

自動車関連製品については、各国の排ガス規制強化や自動車販売台数の増加に伴う需要拡大に対応し、高付加価値品を供給するとともに、最新鋭の革新製造ラインを着実に海外展開して高効率な増産体制を構築することで、持続的な成長を目指します。半導体製造装置用セラミックス製品については、モバイル機器の増加を背景に需要が拡大する一方で市場の要求が厳しさを増すため、製品の高性能化と革新的な製法の開発に努め、競争力を高めてまいります。

一方、苦戦の続くがいしや産業機器関連製品などの事業では事業再構築を完遂し、持続的に収益を生み出せる体質への転換を図ります。N A S@電池については安全性を最優先し、設計・製造の両面から導入コストを低減させ、継続的な受注獲得と収益性の確保に努めてまいります。

#### 新製品・新規事業の創出 - 2017 Challenge 30

当社グループは、売上高に占める新製品の比率を2017年度に30%まで引き上げる「2017 Challenge 30」を全社目標に掲げ、新製品・新事業の創出に取り組んでおります。ウエハー新製品群の拡充や量産化を着実に進めるほか、コア技術を活かして固体酸化物形燃料電池やチップ型セラミックス二次電池、亜鉛二次電池等の新製品の早期市場投入を進めてまいります。さらに、継続的な新製品創出のため、マーケティングの専任者を配置するほかサンプル試作チームも設置し、事業部門・本社・開発部門が一丸となつて的確なニーズの探索活動を推進してまいります。

また、本年1月に、新日鐵住金株式会社よりN G Kエレクトロデバイス株式会社（旧社名：日鉄住金エレクトロデバイス株式会社）の全株式を取得し、セラミックパッケージ事業に参入しました。今後、当社グループの既存の技術とのシナジーを活かして、より一層の成長を目指します。

#### グローバルビジネス社会の一員として

海外でビジネスを行う機会がますます拡大していくなか、経営の透明性と自律性を高め、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンス体制を一層強化する必要があります。当社は積極的にコーポレートガバナンス・コードの適用を図るほか、全てのグループ構成員が公正な価値観や国際的な水準の判断基準に従って行動できるよう環境整備を進めています。

「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」に関して、国際連合が提唱する10原則を支持し「国連グローバル・コンパクト」に参加するなど、国際社会の一員として、事業活動とC S Rへの取り組みを通じて、地球環境の保全と社会の持続可能な発展に貢献していきます。

また、競争法に関連しては、当社グループは過去の競争状況に関する国際的な調査の対象となっており、社外取締役、社外監査役および社外弁護士から成る独立委員会を設置して公正な対応を図ると共に、調査に対し全面的に協力しております。調査の終了までにはまだ時間を要すると考えますが、これまでの調査の進捗に鑑み重要性のある損失が将来発生する可能性が高いと判断し、発生しうる損失を見積もり「競争法関連損失引当金」として計上しております。当社では「競争法遵守規定」や各人の具体的行動に関するガイドラインである「競争法ハンドブック」を活用して様々な教育の場を設け、海外グループ会社の役員・従業員を含めて法令遵守の徹底を図っております。さらに当事業年度においては、競争法遵守体制の確立に責任を負う競争法全社統括責任者を設置し、当該責任者から競争法遵守状況の報告を受けた独立委員会がこれを取締役に直接報告することとし管理体制を強化しました。

その他の取り組みとして、B C P（事業継続計画）を全社的に推進するための組織としてB C P対策本部を設置しております。グローバルに事業を拡大するなか、製品の安定供給の責任を全うすべく、B C Pを念頭に設備投資を行っており、各種対策の実効性を高めるよう努めております。



更には、グループ全体を世界で戦う企業集団として方向付け、最高のパフォーマンスを発揮していくため、管理部門においても「グローバル経営を支える本社力アップ活動」を推進していきます。一人ひとりが日々レベルアップに努めるほか、柔軟な発想やチャレンジする意欲を持つ多様な人材育成にもグループをあげて注力してまいります。

当社グループは、こうした取り組みを通じて、持続的な成長と企業価値の向上を実現し、資本効率重視、株主重視の経営を継続してまいります。

#### 4 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成27年6月26日現在）において当社グループが判断したものであります。

##### （事業拠点について）

当社グループは、主要な生産拠点を、国内においては愛知県及び石川県に、海外においては米州、欧州、アジア等に有しております。自動車用排ガス浄化用触媒担体等の主力製品においては、需要地生産や最適生産分担の観点からグローバルな生産体制を展開しており、生産拠点としてのリスクの分散化は図られております。しかし、国内海外にかかわらず、地震や火災等の事故などで主要生産拠点の生産設備に重要な被害が発生した場合には、相当期間、生産活動が停止し、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、特に海外展開においては、当該国の法律、規制、税法等、為替変動を含む経済変化、人材の確保と教育の難しさ、インフラの未整備、テロ、戦争などの社会的混乱、等のリスクが潜在しています。これらの予期せぬ事象が発生した場合には、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### （為替、金利、素材価格の変動について）

当社グループの事業には、全世界における製品の生産と販売が含まれております。当社グループは米ドル、ユーロ及び円を含む主要通貨間の為替レートの短期的な変動に対しては、先物為替予約等によりリスクヘッジしておりますが、円高は売上高・利益の減少要因となり当社グループの業績に悪影響をもたらします。

当社グループは事業拡大や生産性改善のための必要な設備投資を今後とも実施してまいります。設備投資や社債償還などの資金ニーズに対して金利上昇局面で将来資金調達を行う場合はコストの増加が予想され、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

素材価格の上昇は当社グループ事業の製造コストの増加となりますが、これを軽減すべく客先への売価への反映、コストダウン、生産性の向上、経費圧縮などに取り組んでおります。当社グループは仕入価格の上昇を吸収すべく努力してまいります。過度の素材価格の上昇は、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### （新製品について）

当社グループは、新製品の創出による成長力の確保を目指しており、今後の成長の柱となるべき新製品に対しては集中的に資本投下を行っております。需要拡大が予測される製品については、設備投資を段階的に行っております。これらの設備の立ち上げがスケジュール通り進まない場合等で、当社グループの中期的な成長力に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### （景気変動について）

当社グループが製造・販売する製品の需要は多分に国内外における景気変動の影響を受けます。日本及び海外における景気変動は、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### （製品の品質について）

当社グループは、全社品質方針に基づき、品質に関する活動に取り組むことにより、高い品質水準の確保に努めております。しかし、当社グループが製造・販売するすべての製品において、予想し得ない品質問題が発生する可能性は皆無ではなく、その場合には、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

##### （競争状況に関する国際的な調査について）

当社グループは、競争状況に関する国際的な調査の対象となっており全面的に協力しておりますが、競争当局の調査の結果等によって、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

当社は平成26年9月3日、新日鐵住金株式会社との間で、同社の完全子会社でセラミックパッケージなどの電子工業用セラミックスを製造・販売するNGKエレクトロデバイス株式会社（旧社名：日鉄住金エレクトロデバイス株式会社）の全株式を取得する契約を締結いたしました。当該契約に基づき、平成27年1月5日にNGKエレクトロデバイス株式会社の全株式を取得した結果、NGKエレクトロデバイス株式会社は当社の連結子会社となりました。詳細は、「第5 経理の状況 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表] [注記事項] (企業結合等関係)」をご覧ください。

## 6 【研究開発活動】

当社グループは、研究開発を重要な経営課題のひとつとし、ファインセラミックスを中心とした材料技術とシステム技術とをベースに、高付加価値、高機能な新製品の提供を目指し、研究開発に積極的に資源投入しております。推進体制としては、基礎から応用まで手掛ける親会社の研究開発部門での研究開発と、事業本部及び子会社での商品化に近い研究開発の二本立てで進めております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は139億42百万円であり、この中にはグループ外部からの受託研究にかかわる費用8億76百万円が含まれております。各事業別の主要な研究開発テーマ、成果及び研究開発費は次のとおりであります。

### 〔電力関連事業〕

電力関連事業部門では、がいし製品のコストダウン製法の研究及び、電力貯蔵用NAS@電池(ナトリウム/硫黄電池)のコンテナ型システムの製品開発に取り組んでおります。また、配電機器事業においては、連結子会社のエナジーサポート(株)にて配電用機器の新製品開発や、各製品の低コスト化に関する研究開発に取り組んでおります。

なお、当事業に係る研究開発費は10億78百万円であります。

### 〔セラミックス事業〕

セラミックス事業部門では、自動車排気ガス用NOxセンサーの商品開発、ガソリン・パティキュレート・フィルター(GPF)の商品開発、ディーゼル・パティキュレート・フィルター(DPF)の生産技術改善及び性能向上、ディーゼルを含む自動車用排ガス浄化用触媒担体の生産技術改善及び、各種フィルム・ガラス基板の加熱・乾燥システムの開発や、原子力発電所向け廃棄物処理システムの改良等の研究開発に取り組んでおります。

なお、当事業に係る研究開発費は48億5百万円であります。

### 〔エレクトロニクス事業〕

エレクトロニクス事業部門では、圧電セラミックス技術をコアとした各種応用デバイス、半導体製造装置の高機能化に対応するセラミック部品及びモジュール、自動車・産業用機器・デジタル家電用コネクタ、リレー等の電子部品向けのベリリウム銅製品等の研究に取り組んでおります。

また、透光性アルミナセラミックスを用いたLED用セラミック部品の開発や低コストの生産技術開発に取り組んでおります。

連結子会社の双信電機(株)では、パワーエレクトロニクス分野と情報通信分野を中心に大容量コンデンサや積層誘電体フィルタの研究開発を進めております。

なお、当事業に係る研究開発費は22億99百万円であります。

### 〔本社部門〕

本社部門には、全社的な研究開発を担当する研究開発本部があります。研究開発本部は、中・長期にわたるセラミックス基礎技術の創出、育成と新商品の種をつくることを主たる任務としており、ウェアプロジェクト、NCMプロジェクト、機能材料プロジェクト、材料技術センター、基盤技術研究所及び次世代技術戦略室より成り立っています。

また、当連結会計年度における研究開発テーマとして、窒化ガリウム(GaN)ウエハーがあります。

なお、本社部門に係る研究開発費は57億60百万円であります。

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 財政状態の分析

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比し14.3%増加して、7,022億34百万円となりました。

流動資産は、現金及び預金、受取手形及び売掛金等が増加したことなどから、前期比12.6%増の3,971億60百万円となりました。固定資産は、有形固定資産や投資有価証券等の増加などにより、前期比16.6%増の3,050億74百万円となりました。

流動負債は、1年内償還予定の社債が減少したものの、支払手形及び買掛金の増加や競争法関連損失引当金を計上したことなどから、前期比5.6%増の1,071億26百万円となりました。固定負債は、繰延税金負債の増加などにより、前期比13.5%増の1,911億6百万円となりました。

純資産は、当期純利益による利益剰余金の増加に加えて、ドル高円安による為替換算調整勘定の増加、その他有価証券評価差額金の増加などにより、前期比17.3%増の4,040億1百万円となりました。

これらの結果、当連結会計年度末における自己資本比率は55.8%（前連結会計年度末54.3%）となり、1株当たり純資産は1,200.68円と、前期を179.36円上回りました。

### (2) 経営成績の分析

セラミックス事業で米国、中国市場の好調な自動車販売や全世界的な排ガス規制強化などにより、自動車関連製品の需要が堅調に推移しました。エレクトロニクス事業でも、モバイル製品の増加を背景に、半導体製造装置用セラミックス製品の需要が増加しました。更に、平成27年1月5日に連結子会社となったNGKエレクトロデバイス株式会社の第4四半期売上が加わり、増収に寄与しました。電力関連事業においても、電力貯蔵用NAS@電池（ナトリウム/硫黄電池）の海外大口案件の出荷があり増収となりました。これらの結果、当連結会計年度における売上高合計は、前期比22.7%増の3,786億65百万円となりました。

利益面では、労務費の上昇や高水準の設備投資、開発インプットなどで固定費が増加したものの、自動車関連製品や半導体製造装置用セラミックス製品の増収、円安影響等により吸収し、営業利益は前期比39.2%増の615億77百万円、経常利益は同33.3%増の610億68百万円となりました。当期純利益については、「競争法関連損失引当金繰入額」を特別損失として計上しましたが、持分法適用関連会社であるメタウォーター株式会社の株式上場と新株発行に伴う「持分変動利益」を特別利益に計上したほか、営業利益の改善により、前期比53.5%増の415億4百万円の計上となりました。

### (3) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

#### キャッシュ・フローの状況

「第2 事業の状況 1.業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

#### 資金需要について

当社グループは、国内外での事業活動について長期的な視野から資金需要を認識しております。資金調達については、調達コストとリスク分散を勘案し、調達手段の多様化を図ることで、低コストかつ安定的に資金を確保するよう努めております。また、グループ各社における余剰資金の一元管理を図り、資金効率の向上と金融費用の削減を目的として、国内外でCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しております。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度は、グループ全体で303億66百万円の設備投資を実施しております。

電力関連事業では、がいし及びN A S ®電池の合理化・省人化投資を中心に26億86百万円の設備投資を実施しております。

セラミックス事業では、自動車用セラミックス製品の生産設備を中心に208億54百万円の設備投資を実施しております。

エレクトロニクス事業では、電子工業用及び半導体製造装置用セラミックス製品関連の生産設備などを中心に52億54百万円の設備投資を実施しております。

本社部門では、設備更新を中心に15億70百万円の設備投資を実施しております。

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

平成27年3月31日現在

事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数(人)
			建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具、器具及び備品	土地(面積千㎡)	合計	
本社及び名古屋工場(名古屋市瑞穂区他)	本社、電力関連事業、セラミックス事業	本社、研究所、電力貯蔵用N A S ®電池生産設備、自動車用セラミックス製品生産設備	9,054 (注)1 <91>	5,066	1,795	1,038 (155) (注)1<289> (注)1《8》	16,955	2,241
知多工場(愛知県半田市)	電力関連事業、エレクトロニクス事業	がいし生産設備、金属製品生産設備、半導体製造用セラミックス製品生産設備	3,405 (注)1 <56>	3,869 (注)1 <8>	171 (注)1 <0>	2,346 (346) (注)1<191> (注)1《26》	9,793	609
小牧工場(愛知県小牧市他)	電力関連事業、セラミックス事業、エレクトロニクス事業	がいし生産設備、電力貯蔵用N A S ®電池生産設備、自動車用セラミックス製品生産設備、電子部品用セラミックス製品生産設備	8,148	8,034	244	3,768 (367)	20,194	463
石川工場(石川県能美市)	セラミックス事業	自動車用排ガス浄化用触媒担体生産設備、ディーゼル・パティキュレーター・フィルター(D P F)生産設備	1,776	2,372	202	2,481 (109)	6,832	96
東京本部・各支社、営業所(東京都千代田区他)	電力関連事業、セラミックス事業、エレクトロニクス事業	営業所	92	2	34	-	128	160

(注) 1. 内書は賃貸中のもので、 内の数字は賃貸中資産の帳簿価額を、《 》内の数字は賃貸土地の面積(千㎡)を示しております。主な貸与先は次のとおりであります。

- 土地                         マテック㈱ 他2社
- 建物及び構築物         マテック㈱ 他2社
- 機械装置及び運搬具   マテック㈱
- 工具、器具及び備品   マテック㈱

2. 従業員数は就業人員であり臨時雇用者数を除いております。

(2) 国内子会社

平成27年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積千㎡)	合計	
エナジーサポート(株)	本社工場 (愛知県犬山市)	電力関連 事業	電気機器生産設備	1,241	214	140	253 (112)	1,848	264
双信電機(株)	浅間工場 (長野県佐久市)	エレクトロ ニクス 事業	電子部品生産設備	297	167	8	350 (24)	823	148
NGKエレクトロデ バイス(株)	本社工場 (山口県美祢市) 他	エレクト ロニクス 事業	電子部品生産設備	1,734	1,836	396	- (105)	3,967	454

(注) 1. 帳簿価額は、内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。  
2. 従業員数は就業人員であり臨時雇用者数を除いております。

(3) 在外子会社

平成27年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積千㎡)	合計	
NGK CERAMICS USA, INC.	本社工場 (米国 ノースキャロラ イナ州)	セラミッ クス事業	自動車用排ガス 浄化用触媒担体 生産設備	3,125	9,956	167	147 (230)	13,397	724
P.T.NGK CERAMICS INDONESIA	本社工場 (インドネシア ブカシ県)	セラミッ クス事業	自動車用排ガス 浄化用触媒担体 生産設備	1,937	6,073	451	- (-)	8,461	657
NGK(蘇州)環保陶瓷 有限公司	本社工場 (中華人民共和國 江蘇省蘇州市)	セラミッ クス事業	自動車用排ガス 浄化用触媒担体 生産設備、 ディーゼル・パ ティキュレート ・フィルター (DPF)生産設備	2,087	11,735	1,259	- (-)	15,081	1,270
NGK CERAMICS POLSKA SP.Z O.O.	本社工場 (ポーランド グリヴィッツエ 市)	セラミッ クス事業	ディーゼル・パ ティキュレート ・フィルター (DPF)生産設 備、自動車用排 ガス浄化用触媒 担体生産設備、 NOxセンサー 生産設備	7,989	11,898	904	831 (387)	21,624	1,612
NGK CERAMICS MEXICO,S.DE R.L.DE C.V.	本社工場 (メキシコ ヌエボ・レオン 州)	セラミッ クス事業	自動車用排ガス 浄化用触媒担体 生産設備、 ディーゼル・パ ティキュレート ・フィルター (DPF)生産設 備	8,740	18,753	145	1,140 (234)	28,780	994

(注) 1. 帳簿価額は、内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。  
2. 従業員数は就業人員であり臨時雇用者数を除いております。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末後1年間の設備の新設、拡充等にかかる投資予定金額は560億円であり、セグメントごとの内訳は以下のとおりであります。

なお、経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却の計画はありません。

セグメントの名称	投資予定金額 (百万円)	主な内容・目的
電力関連事業	4,000	生産設備の更新等
セラミックス事業	37,000	生産設備の新設、増設、更新等
エレクトロニクス事業	12,500	生産設備の新設、増設、更新等
本社部門	2,500	設備の更新等
合 計	56,000	

- (注) 1. 設備投資計画の今後の所要資金については、自己資金及び金融機関からの借入金を充当する予定であります。
2. セラミックス事業においては、NOxセンサーやディーゼル・パーティキュレート・フィルター(DPF)などの自動車関連製品の生産設備新設、増設を計画しているほか、各セグメントで既存設備の更新投資などを予定しております。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	735,030,000
計	735,030,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成27年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	327,560,196	327,560,196	東京証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第一部	単元株式数 1,000株
計	327,560,196	327,560,196	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成27年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権等の状況は、次のとおりであります。なお、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、発行した新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数から、行使されたものの数を減じております。

旧商法に基づき発行した新株予約権(ストック・オプション)は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

平成17年7月27日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	91 (注)1	91 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	91,000 (注)2	91,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年8月5日 至 平成47年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成47年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成46年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成46年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、取締役会決議および「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左



- (注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率  
また、当社が他社と吸収合併または新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。
3. 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行うときは、新株予約権にかかる義務を、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書または当該株式移転にかかる株主総会決議において次の方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。  
(承継される新株予約権の内容の決定の方針)  
目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社の同種の株式  
目的たる完全親会社の株式の数  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整するものとし、調整後 1 株未満の端数は切り捨てる。  
権利行使に際して払い込むべき額  
承継前における価額と同額  
権利行使期間  
承継前における権利行使期間に同じ  
その他の権利行使の条件、消却事由及び消却条件  
原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については株式交換または株式移転の際に当社の取締役会において定めるものとする。  
新株予約権の譲渡制限  
完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

会社法に基づき発行した新株予約権(ストック・オプション)は、次のとおりであります。

第2-1回新株予約権

平成18年7月27日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	59 (注)1	59 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	59,000 (注)2	59,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月12日 至 平成48年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成48年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成47年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成47年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、取締役会決議および「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
- また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
- なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条（現第17条）第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- 新株予約権を行使することができる期間  
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（注）3 に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 新株予約権の取得事由  
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- その他の新株予約権の行使の条件  
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第2-2回新株予約権  
平成18年7月27日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	24 (注)1	24 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,000 (注)2	24,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月12日 至 平成48年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成48年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成47年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成47年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、取締役会決議および「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
- また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
- なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条（現第17条）第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- 新株予約権を行使することができる期間  
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（注）3 に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 新株予約権の取得事由  
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- その他の新株予約権の行使の条件  
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第3回新株予約権

平成19年7月27日及び同年8月10日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	38 (注)1	38 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	38,000 (注)2	38,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月31日 至 平成49年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成49年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成48年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成48年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、取締役会決議および「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
- また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
- なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条（現第17条）第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- 新株予約権を行使することができる期間  
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（注）3 に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 新株予約権の取得事由  
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- その他の新株予約権の行使の条件  
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第4回新株予約権  
平成20年7月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	50 (注)1	50 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000 (注)2	50,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月14日 至 平成50年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成50年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成49年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成49年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左



- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
- また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
- なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条（現第17条）第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- 新株予約権を行使することができる期間  
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（注）3 に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 新株予約権の取得事由  
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- その他の新株予約権の行使の条件  
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第5回新株予約権  
平成21年7月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	59 (注) 1	57 (注) 1、5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	59,000 (注) 2	57,000 (注) 2、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年8月18日 至 平成51年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成51年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成50年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成50年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
- また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
- なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- 新株予約権を行使することができる期間  
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（注）3 に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 新株予約権の取得事由  
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- その他の新株予約権の行使の条件  
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。
5. 新株予約権者1名の新株予約権の数2個、新株予約権の目的となる株式の数2,000株は失効しております。

第6回新株予約権  
平成22年7月29日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	61 (注) 1	59 (注) 1、5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	61,000 (注) 2	59,000 (注) 2、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年8月17日 至 平成52年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成52年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成51年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成51年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
- また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
- なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- 新株予約権を行使することができる期間  
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（注）3 に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 新株予約権の取得事由  
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- その他の新株予約権の行使の条件  
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。
5. 新株予約権者1名の新株予約権の数2個、新株予約権の目的となる株式の数2,000株は失効しております。

第7回新株予約権  
平成23年7月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	62 (注) 1	60 (注) 1、5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	62,000 (注) 2	60,000 (注) 2、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年8月16日 至 平成53年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成53年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成52年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成52年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
- また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
- なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- 新株予約権を行使することができる期間  
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（注）3に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 新株予約権の取得事由  
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- その他の新株予約権の行使の条件  
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。
5. 新株予約権者1名の新株予約権の数2個、新株予約権の目的となる株式の数2,000株は失効しております。

第8回新株予約権  
平成24年7月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	66 (注)1	64 (注)1、6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	66,000 (注)2	64,000 (注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年8月16日 至 平成54年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率  
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。  
また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。  
なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成54年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。  
前記にかかわらず、平成53年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成53年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。  
新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。  
新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、以下のとおりとする。  
ア. 新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合  
当社の退職金規定に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者」という。)ものとする。  
イ. 権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。  
( ) 新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合  
死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間  
( ) 新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合  
新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間  
ウ. 遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。



5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- 新株予約権を行使することができる期間  
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（注）3 に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 新株予約権の取得事由  
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- その他の新株予約権の行使の条件  
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。
6. 新株予約権者1名の新株予約権の数2個、新株予約権の目的となる株式の数2,000株は失効しております。

第9回新株予約権  
平成25年7月31日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	61 (注)1	59 (注)1、6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	61,000 (注)2	59,000 (注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年8月17日 至 平成55年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率  
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。  
また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。  
なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成55年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。  
前記にかかわらず、平成54年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成54年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。  
新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。  
新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、以下のとおりとする。  
ア. 新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合  
当社の退職金規定に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者」という。)ものとする。  
イ. 権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。  
( ) 新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合  
死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間  
( ) 新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合  
新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間  
ウ. 遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- 新株予約権を行使することができる期間  
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（注）3 に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 新株予約権の取得事由  
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- その他の新株予約権の行使の条件  
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。
6. 新株予約権者1名の新株予約権の数2個、新株予約権の目的となる株式の数2,000株は失効しております。

第10回新株予約権  
平成26年7月31日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	57 (注)1	55 (注)1、6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	57,000 (注)2	55,000 (注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年8月20日 至 平成56年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率  
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。  
また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。  
なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成56年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。  
前記にかかわらず、平成55年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成55年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。  
新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。  
新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、以下のとおりとする。  
ア. 新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合  
当社の退職金規定に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者」という。)ものとする。  
イ. 権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。  
( ) 新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合  
死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間  
( ) 新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合  
新株予約権の行使期間ならびに上記4. および に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間  
ウ. 遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- 新株予約権を行使することができる期間  
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（注）3 に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 新株予約権の取得事由  
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- その他の新株予約権の行使の条件  
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。
6. 新株予約権者1名の新株予約権の数2個、新株予約権の目的となる株式の数2,000株は失効しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年8月19日 (注)1	-	337,560	-	69,849	15,000	70,135
平成25年9月10日 (注)2	10,000	327,560	-	69,849		70,135

(注)1. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

2. 自己株式の消却による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

平成27年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	99	55	283	434	5	15,736	16,612	-
所有株式数 (単元)	-	163,597	9,912	20,277	96,114	15	36,132	326,047	1,513,196
所有株式数の 割合 (%)	-	50.18	3.04	6.22	29.48	0.00	11.08	100.00	-

(注)1. 自己株式1,033,304株のうち1,033単元(1,033,000株)は「個人その他」の欄に、304株は「単元未満株式の状況」の欄にそれぞれ含めて表示しております。

2. 「その他の法人」の欄に、証券保管振替機構名義の株式2単元(2,000株)を含めて表示しております。

(7) 【大株主の状況】

平成27年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町 2-11-3	34,877	10.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海 1-8-11	23,689	7.23
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町 1-13-1	21,457	6.55
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 2-1-1	18,695	5.70
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	アメリカ合衆国 マサチューセッツ州ボストン (東京都中央区日本橋 3-11-1)	14,546	4.44
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内 2-7-1	10,292	3.14
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 1-6-6	4,313	1.31
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町 2-7-9	4,309	1.31
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿 1-28-1	3,791	1.15
BNPパリバ証券株式会社	東京都千代田区丸の内 1-9-1 グラントウキョウノースタワー	3,757	1.14
計	-	139,729	42.65

(注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は、各行の信託業務に係る株式数であります。

2. 当社は、以下のとおり、大量保有報告書等に係る報告を受けておりますが、当社として当事業年度の末日における実質所有株式数の確認ができないため、上表の作成にあたっては下記の報告にかかわらず、株主名簿のうち所有株式数の多い順に10名の株主を記載しております。

三井住友信託銀行株式会社並びにその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社から、平成26年11月20日付で大量保有報告書に係る変更報告書の写しの提出があり、平成26年11月14日現在でそれぞれ以下のとおり当社株式を保有している旨の報告を受けております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内 1-4-1	15,428	4.71
三井住友トラスト・アセットマネジメン ト株式会社	東京都港区芝 3-33-1	787	0.24
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂 9-7-1	4,125	1.26
計	-	20,340	6.21

アーチザン・インベストメンツ・ジーピー・エルエルシーから、平成26年12月19日付で大量保有報告書に係る変更報告書の写しの提出があり、平成26年12月15日現在で以下のとおり当社株式を保有している旨の報告を受けております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
アーチザン・インベストメンツ・ジー ピー・エルエルシー (Artisan Investments GP LLC)	アメリカ合衆国 ウィスコンシン州ミルウォーキー、 スウィート800、ウィスコンシン・ アヴェニュー875E	20,585	6.28
計	-	20,585	6.28

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,033,000	-	単元株式数は1,000株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 325,014,000	325,014	同上
単元未満株式	普通株式 1,513,196	-	-
発行済株式総数	327,560,196	-	-
総株主の議決権	-	325,014	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式2,000株が含まれております。  
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

【自己株式等】

平成27年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本碍子株式会社	名古屋市瑞穂区須田町2番56号	1,033,000	-	1,033,000	0.32
計	-	1,033,000	-	1,033,000	0.32



(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法に基づき新株予約権を発行する方法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

第1回新株予約権

(平成17年7月27日取締役会決議)

旧商法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成17年7月27日の取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成17年7月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 12 監査役 2 (社外監査役を除く) 当社執行役員 10 (取締役兼務執行役員を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	180,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第2-1回新株予約権

(平成18年7月27日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成18年7月27日の取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成18年7月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 12 監査役 2 (社外監査役を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	113,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第2-2回新株予約権

(平成18年7月27日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成18年7月27日の取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成18年7月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 10 (取締役執行役員を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	41,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第3回新株予約権

(平成19年7月27日及び同年8月10日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成19年7月27日及び同年8月10日の取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成19年7月27日及び同年8月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 12 (社外取締役を除く) 当社執行役員 10 (取締役兼務執行役員を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	62,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第4回新株予約権

(平成20年7月28日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成20年7月28日の取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成20年7月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 11 (社外取締役を除く) 当社執行役員 9 (取締役兼務執行役員を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	57,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第5回新株予約権

(平成21年7月30日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成21年7月30日の取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成21年7月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 12 (社外取締役を除く) 当社執行役員 10 (取締役兼務執行役員を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	62,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第6回新株予約権

(平成22年7月29日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成22年7月29日の取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成22年7月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 12 (社外取締役を除く) 当社執行役員 11 (取締役兼務執行役員を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	64,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第7回新株予約権

(平成23年7月28日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成23年7月28日の取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成23年7月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 11 (社外取締役を除く) 当社執行役員 11 (取締役兼務執行役員を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	62,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第8回新株予約権

(平成24年7月30日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成24年7月30日の取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成24年7月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 (社外取締役を除く) 当社執行役員 14 (取締役兼務執行役員を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	66,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第9回新株予約権

(平成25年7月31日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成25年7月31日の取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成25年7月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 (社外取締役を除く) 当社執行役員 16 (取締役兼務執行役員を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	61,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第10回新株予約権

(平成26年7月31日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成26年7月31日の取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成26年7月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 (社外取締役を除く) 当社執行役員 13 (取締役兼務執行役員を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	57,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価格の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	34,384	84,005,528
当期間における取得自己株式	3,207	8,874,746

(注) 当期間における取得自己株式数には、平成27年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(注)1	21,000	21,000		
保有自己株式数(注)2	1,033,304		1,036,511	

(注)1. 当事業年度の内訳は、ストック・オプションの権利行使(株式数21,000株、処分価額の総額21,000円)であります。なお、当期間には、平成27年6月1日からこの有価証券報告書提出日までのストック・オプションの権利行使、単元未満株式の買取り及び買増しは含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、平成27年6月1日からこの有価証券報告書提出日までのストック・オプションの権利行使、単元未満株式の買取り及び買増しは含まれておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元が経営の最重要政策の一つと考えています。

基本方針として株主重視・ROE重視の経営を目指し、業績、財務体質、今後の事業展開などを総合的に勘案して利益の配分を行うこととしています。

当社グループの当期業績は、為替の円安に加えて自動車関連製品や半導体製造装置用セラミックス製品など各事業が総じて堅調に推移したことにより、前期と比し大幅な増収・増益となりました。

こうした業績を勘案し、当期末の配当は前回予想より1株当たり2円増配の15円とし、通期では1株当たり28円となりました。

次期の配当金につきましては、増収増益の見通しであることから、中間配当金を2円増配し、中間15円、期末15円、年間30円とさせていただきますことを予定しております。

また、内部留保資金につきましては、既存コア事業の拡大や新規事業への設備投資など企業価値向上のために活用してまいります。

なお、「当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
平成26年10月30日 取締役会決議	4,245	13
平成27年6月26日 定時株主総会決議	4,897	15

### 4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第145期	第146期	第147期	第148期	第149期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
最高(円)	1,906	1,520	1,181	2,230	2,827
最低(円)	979	786	752	946	1,864

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年10月	11月	12月	平成27年1月	2月	3月
最高(円)	2,615	2,807	2,689	2,499	2,383	2,640
最低(円)	2,281	2,418	2,283	2,181	2,071	2,302

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。



## 5 【役員の状況】

男性16名 女性 名 ( 役員のうち女性の比率 % )

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長		浜本 英嗣	昭和24年 7月20日生	昭和48年 3月 当社入社 平成11年 4月 電力事業本部ガイシ事業部長 11年 6月 当社取締役 13年 6月 当社常務取締役 17年 6月 当社取締役専務執行役員 19年 6月 当社代表取締役専務執行役員 23年 4月 当社代表取締役副社長 26年 6月 当社代表取締役会長就任 ( 現任 )	(注) 3	15
代表取締役 社長		大島 卓	昭和31年 7月14日生	昭和55年 3月 当社入社 平成16年 4月 電力事業本部N A S 事業部長 19年 6月 当社執行役員 23年 6月 当社常務執行役員 26年 6月 当社代表取締役社長就任 ( 現任 )	(注) 3	6
代表取締役 副社長	社長補佐、研 究 開 発 本 部 長、開発委員 長	武内 幸久	昭和30年12月 7日生	昭和53年 3月 当社入社 平成11年11月 当社フェロー 16年 4月 エレクトロニクス事業本部電子部 品事業部長 16年 6月 当社取締役 17年 6月 当社執行役員 20年 6月 当社常務執行役員 23年 6月 当社取締役常務執行役員 26年 6月 当社取締役専務執行役員 27年 6月 当社代表取締役副社長就任(現任)	(注) 3	10
取締役 専務執行役員	財務部・資材 部所管、東京 本部長	坂部 進	昭和33年 8月15日生	昭和56年 3月 当社入社 平成17年 7月 管理本部財務部長 19年 6月 当社執行役員 22年 6月 当社取締役執行役員 23年 6月 当社取締役常務執行役員 27年 6月 当社取締役専務執行役員就任 ( 現任 )	(注) 3	9
取締役 専務執行役員	セラミックス 事業本部長、 名古屋事業所 長	蟹江 浩嗣	昭和32年 7月 9日生	昭和56年 3月 当社入社 平成17年 7月 秘書室長 22年 6月 当社執行役員 24年 6月 当社常務執行役員 26年 6月 当社取締役常務執行役員 27年 6月 当社取締役専務執行役員就任 ( 現任 )	(注) 3	5
取締役 常務執行役員	経営企画室・ 新事業企画 室・秘書室・ 広報室・人事 部所管、グル ープ会社統括	岩崎 良平	昭和35年 1月30日生	昭和57年 3月 当社入社 平成19年 4月 経営戦略本部経営企画室長 20年 6月 当社執行役員 21年 6月 当社取締役執行役員 24年 6月 当社取締役常務執行役員就任 ( 現任 )	(注) 3	10

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 常務執行役員	電力事業本部長	齋藤 英明	昭和32年 8月 6日生	昭和57年 3月 当社入社 平成20年 4月 電力事業本部ガイシ事業部長 20年 6月 当社執行役員 21年 6月 当社取締役執行役員 24年 6月 当社執行役員 26年 6月 当社取締役常務執行役員就任 (現任)	(注) 3	5
取締役 常務執行役員	エレクトロニクス事業本部長、知多事業所長	石川 修平	昭和34年12月10日生	昭和59年 3月 当社入社 平成22年 4月 エレクトロニクス事業本部金属事業部長 22年 6月 当社執行役員 26年 6月 当社常務執行役員 27年 6月 当社取締役常務執行役員就任 (現任)	(注) 3	6
取締役 常務執行役員	業務監査部・CSR推進室・グローバルコンプライアンス室・法務部・知的財産部・総務部所管、グローバルコンプライアンス室長、CSR委員長、内部統制委員長、大阪支社長	佐治 信光	昭和33年 7月 3日生	昭和59年 3月 当社入社 平成24年10月 法務部長 25年 6月 当社執行役員 26年 6月 当社取締役執行役員 27年 6月 当社取締役常務執行役員就任 (現任)	(注) 3	0
取締役 執行役員	製造技術本部長、環境経営統括部・全社品質統括部所管、設備委員長、全社環境委員長、全社品質委員長	丹羽 智明	昭和35年 2月16日生	昭和59年 3月 当社入社 平成18年 4月 セラミックス事業本部産業プロセス事業部技術部長 25年 6月 当社執行役員 27年 6月 当社取締役執行役員就任(現任)	(注) 3	3
取締役 (注) 1		蒲野 宏之	昭和20年 7月21日生	昭和46年 4月 外務省入省 54年 4月 最高裁判所司法研修所 56年 4月 弁護士登録 63年10月 蒲野綜合法律事務所代表弁護士 (現任) 平成19年 6月 株式会社小松製作所社外監査役 19年 7月 住友生命保険相互会社社外取締役就任(現任) 21年 4月 東京弁護士会副会長 23年 6月 当社取締役就任(現任) 27年 6月 ハウス食品グループ本社株式会社社外監査役就任(現任)	(注) 3	-
取締役 (注) 1		中村 利雄	昭和21年 7月22日生	昭和45年 4月 通商産業省(現 経済産業省)入省 平成10年 6月 大臣官房総務審議官 11年 9月 貿易局長 12年 6月 中小企業庁長官 19年11月 日本商工会議所・東京商工会議所専務理事就任(現任) 21年10月 株式会社企業再生支援機構(現 株式会社地域経済活性化支援機構)社外取締役就任(現任) 23年 6月 当社取締役就任(現任)	(注) 3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		水野 丈行	昭和27年11月8日生	昭和51年3月 当社入社 平成12年10月 エレクトロニクス事業本部HPC 事業部長 13年6月 当社取締役 17年6月 当社執行役員 18年6月 当社取締役常務執行役員 22年6月 当社取締役専務執行役員 26年6月 当社常勤監査役就任(現任)	(注)4	12
常勤監査役		杉山 謙	昭和31年9月29日生	昭和55年3月 当社入社 平成19年4月 業務監査部長 27年6月 当社常勤監査役就任(現任)	(注)4	2
監査役 (注)2		田中 節夫	昭和18年4月29日生	昭和41年4月 警察庁採用 平成3年8月 宮城県警察本部長 5年8月 警察庁交通局長 12年1月 警察庁長官 14年9月 第一生命保険相互会社(現 第一生命 保険株式会社)嘱託 15年6月 社団法人日本自動車連盟(現 一般 社団法人日本自動車連盟) 副会長 18年6月 同法人会長 19年6月 当社監査役就任(現任) 23年6月 コナミ株式会社社外監査役就任 (現任) 25年6月 一般社団法人全日本指定自動車教 習所協会連合会代表理事・会長 就任(現任)	(注)4	-
監査役 (注)2		寺東 一郎	昭和21年5月1日生	昭和44年7月 株式会社三菱銀行(現 株式会社三 菱東京UFJ銀行)入行 平成8年6月 株式会社東京三菱銀行(現 株式会 社三菱東京UFJ銀行)取締役 12年6月 同行常務取締役 15年5月 同行常務執行役員 17年1月 同行専務執行役員 17年6月 株式会社ニコン代表取締役副社長 兼CFO 19年6月 同社代表取締役兼副社長執行役員 兼CFO 22年6月 同社代表取締役兼副社長執行役員 23年6月 同社顧問 当社監査役就任(現任) 24年6月 株式会社百十四銀行社外監査役 就 任(現任) 26年6月 株式会社牧野フライス製作所社外 取締役就任(現任)	(注)5	-
計						84

- (注) 1. 取締役蒲野宏之、取締役中村利雄は、社外取締役であります。  
2. 監査役田中節夫、監査役寺東一郎は、社外監査役であります。  
3. 平成27年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。  
4. 平成27年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。  
5. 平成24年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

6. 当社は、執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は、以下の10名です。

役名	氏名	職名
常務執行役員	倉知 寛	セラミックス事業本部技術統括部長、同本部センサ事業部長
執行役員	山本 秀樹	資材部・特命業務担当
	手嶋 孝弥	エレクトロニクス事業本部H P C 事業部長
	松田 敦	セラミックス事業本部営業統括部長、NGK EUROPE GmbH 取締役社長
	美馬 敏之	電力事業本部N A S 事業部長、小牧事業所長
	酒井 均	研究開発本部副本部長、同本部S O F C プロジェクトリーダー
	松田 弘人	セラミックス事業本部製造統括部長
	辻 裕之	製造技術本部製造技術統括部長
	山田 智裕	NGKエレクトロデバイス株式会社代表取締役副社長、エレクトロニクス事業本部長付
	山田 忠明	人事部長

7. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
橋本 修三	昭和31年4月5日生	昭和62年4月 弁護士登録(名古屋弁護士会) 小栗法律事務所入所 平成4年4月 橋本法律事務所開設・所長(現任) 16年4月 名古屋弁護士会(現 愛知県弁護士会)副会長	-

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、事業活動の適法性と経営の透明性を確保し、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と、株主重視の公正な経営システムを構築、維持することをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

これを実現するために監査役会設置会社を選択し、コーポレート・ガバナンス体制としては、株主総会、取締役会、監査役会に加え、社長の意思決定を助けるための経営会議や各委員会を設置し、重要事項の審議・検討を通じて、ガバナンスの実効性を高めております。

また事業環境の変化に即応し、迅速かつ最適な意思決定及びその執行を行っていく必要があるとの認識のもと、執行役員制度を導入することによって、経営の「意思決定・監督機能」と「業務執行機能」の分離を進め、それぞれの役割の明確化と機能強化を図っております。

会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

#### イ．会社機関の内容

当社は、監査役会設置会社を選択しており、その組織は以下のとおりとなっております。

#### (取締役会)

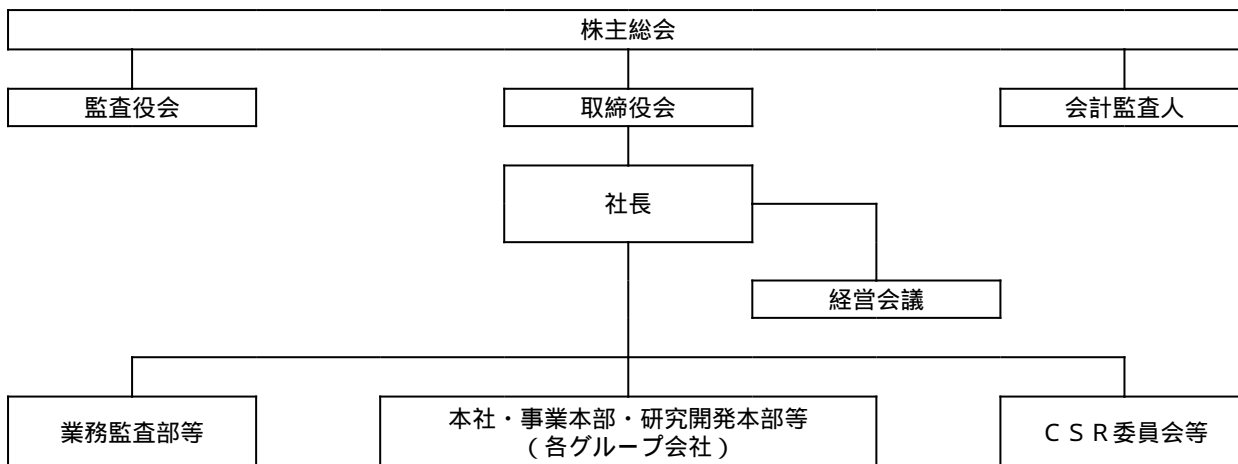
取締役会は、有価証券報告書提出日現在12名の取締役ににより構成されており、会社法で定められた事項及び経営に関する重要事項について決議し、取締役の職務執行を監督しております。取締役のうち2名につきましては、取締役会に対して当社の経営全般に対する提言を行うこと等により、コーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただくため、独立性の高い社外取締役を選任しております。

#### (監査役会)

監査役会は、監査役4名により構成されており、各監査役は取締役会に出席するなどして、取締役の職務執行を監査しております。監査役4名は豊富な業務経験を有しており、うち2名につきましては、コーポレート・ガバナンスを一層強化することを目的に、独立性の高い社外監査役を選任しております。なお、常勤監査役のうち1名は、長年当社の財務業務を担当しており、また社外監査役のうち1名は、長年にわたる金融機関等での業務経験を有しており、ともに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

#### (経営会議)

経営会議は、社長の決定を助けるため、必要な事項を審議する機関であり、社長・取締役・監査役及び社長の指名する執行役員・部長により構成しております。



#### ロ．業務の適正を確保するための体制等の整備についての取締役会決議の内容

当社は、会社法及び会社法施行規則の改正への対応、競争法遵守体制の強化の反映等のため、平成27年4月20日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制等として次のとおり決議しております。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとされる体制を構築する。

- (1) 当社取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
取締役会は子会社を包含する企業行動指針（以下、「グループ企業行動指針」という。）を制定し、取締役が法令及び定款に基づき、且つ企業倫理に則りその職務を執行するための規範及び行動基準を定め、取締役はこれを遵守するものとする。  
取締役会のほか社長以下の業務執行機関が、内部統制システムの構築及び運用にあたるものとする。内部監査の専門部署として業務監査部を設置し、各部門の業務執行状況の監査を行うほか、CSR委員会を設置し、内部統制システムの構築及び維持・向上を図るものとする。また、内部統制委員会を設置し、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」についての審議を行うものとする。  
CSR委員会の下部組織としてコンプライアンスに関する担当専門分科会（コンプライアンス専門分科会）を設置し、コンプライアンス体制の構築及び維持・向上を図るものとする。法令・社内規則違反その他グループ企業行動指針の趣旨に反する事実を発見した場合における職制外の相談・報告ルートとして「ヘルプライン制度」を設置し、ヘルプライン制度運用規定に基づき運営する。  
競争法遵守を徹底するため、競争法遵守体制の確立に責任を負う競争法全社統括責任者を設置し、当該責任者から競争法遵守状況の報告を受けた競争法遵守に関する委員会がこれを取締役に直接報告する管理体制を構築するものとする。競争法違反行為に係る内部通報は、予め指定された外部の弁護士が受理するものとする。当社は、かかる体制を基本として、競争法遵守体制の維持・向上を図るものとする。  
取締役は、上記コンプライアンス体制の実効性を日常的に点検し、その実効性に関する問題又は法令違反その他コンプライアンス上の問題を発見した場合は、取締役会及び監査役に報告し、対策を講じるものとする。
- (2) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に関する規定等に基づき、適切且つ検索性の高い状態で保存・管理するものとし、取締役及び監査役はこれらの情報を常時閲覧できるものとする。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
事業運営上のリスクについては、関係職制において日々のリスク管理を行うとともに、予算策定、設備投資及び研究開発等の実施決裁プロセス並びに戦略会議において、総合的にリスクの検討・分析を行い、これを回避・予防するものとする。  
法令・倫理・事件・事故、災害、品質、環境、輸出管理、安全衛生に関する全社横断的な重大なリスクに関しては、危機管理基本規定に基づき、日々のリスク管理を関係職制により行うとともに、それぞれCSR委員会、中央防災対策本部、BCP対策本部、全社品質委員会、全社環境委員会、安全保障輸出管理/特定輸出・通関管理委員会、全社安全衛生委員会、競争法遵守に関する委員会を設置し、これを回避・予防するものとする。
- (4) 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役会の決定に基づく業務執行については、社長が業務執行上の最高責任者として当社の業務を統括する。社長の意思決定を助けるため、経営会議、戦略会議、全社教育審議会、開発委員会、設備委員会、全社品質委員会、全社環境委員会、CSR委員会、内部統制委員会を設置し、総合的に審議・調整を行うものとする。  
取締役の日々の業務執行については、職務権限表・業務分掌規定・各種決裁手続規定によって、それぞれの責任者及びその責任並びに執行手続の詳細について定めることで権限委譲を行い、業務執行の効率化を図るものとする。
- (5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
取締役会は、グループ企業行動指針を制定し、使用人が法令及び定款に基づき、且つ企業倫理に則りその職務を執行するための規範及び行動基準を定めるとともに、コンプライアンス専門分科会による使用人に対するコンプライアンス教育の実施や「ヘルプライン制度」の運用を通じて、コンプライアンス体制の整備を図るものとする。  
使用人は、法令違反その他コンプライアンス上の問題を発見した場合には直ちに上司、関連部門の取締役又は社内担当部門に報告するものとする。  
業務監査部は、各部門の業務執行状況について内部監査を実施し、適切な統制が行われる体制が構築・運営されることを確保するものとする。
- (6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (イ) 子会社を所管する部門は、所管する子会社に対し、子会社運営上の動向・変化（経営体制、労務、コンプライアンス等）について、適宜、報告させるものとする。子会社から報告を受けた所管部門は、グループ会社統括事務局である経営企画室に報告するものとし、グループ会社統括執行役員への情報の一元化を図るとともに、関連する本社部門に報告するものとする。所管部門は、子会社においてコンプライアンス上の問題や事件・事故が発生した場合には、上記に加え、遅滞なくCSR委員長に報告するものとする。
- (ロ) 当社による経営管理、経営指導内容が法令に違反し、又はコンプライアンス上問題があると子会社が認めた場合には、当社のCSR委員会に報告するものとする。

#### 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社における重要な財産の処分及び譲受け、設備投資、資金借入れ、融資及び債務保証、営業債権の処分等について、その内容・規模に応じて当社の所管部門の決裁、経営会議審議の上での社長決裁又は取締役会決議による承認を得ることとする旨を「職務権限表」に定め、子会社の損失の危険を管理するものとする。

#### 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 子会社を所管する部門はその指導の下、子会社に事業方針を策定させ、取締役会の決定に反映させる。取締役会の決定に基づく業務執行については、子会社の社長に、業務執行上の最高責任者として子会社の業務を統括させる。

(ロ) 子会社の取締役の日々の業務執行については、子会社において職務権限、業務分掌、決裁手続に係る規定を作成させ、これらの規定においてそれぞれの責任者及びその責任並びに執行手続の詳細について定めることで権限委譲を行わせ、業務執行の効率化を図らせる。

#### 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びその子会社に共通するグループ企業行動指針を定め、当社及びその子会社の取締役・使用人を一体として法令遵守意識の醸成を図るとともに、適正に業務を執行する体制を整備するものとする。また、子会社への監査役の派遣及び当社の業務監査部による内部監査の実施等により、リスク管理体制及び法令遵守体制の維持を図るものとする。当社の「ヘルプライン制度」については、子会社の役職員も利用可能とする。但し、上場子会社においては、独自のヘルプライン制度を備えるものとする。また、海外子会社においては、各々の国情・文化・社会風土等を勘案し、ヘルプライン又はこれを補完・代替する体制を整備するものとする。

(7) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議の上、適切に対処するものとする。

(8) 当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置いた場合、その人事異動・人事評価・懲戒処分は監査役会の同意を得て行うものとする。

(9) 当社監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役は必要に応じていつでも当該使用人に対し指示を行うことができ、当該使用人は当該指示を優先して職務を行うものとする。

(10) 当社監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制

(イ) 取締役は、上記(1)に定める場合の他、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとする。

(ロ) 使用人は、上記(5)に定める場合の他、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに上司、関連部門の取締役又は社内担当部門に報告するものとし、報告を受けた上司、関連部門の取締役又は社内担当部門は、直ちに監査役に報告するものとする。

(ハ) コンプライアンス体制の運用状況、「ヘルプライン制度」の運用状況、内部監査結果の他、監査役がその職務執行上報告を受ける必要があると判断した事項について、各担当部門は監査役に報告するものとする。

子会社の取締役、監査役及び使用人(以下、「役職員」という。)又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

(イ) 子会社の役職員又は上記(6) (イ)の定めにより子会社から報告を受けた所管部門は、法令違反その他コンプライアンス上の問題又は当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに当社監査役に報告するものとする。

(ロ) 当社監査役は、定期的に子会社監査役との連絡会を開催し、子会社の運営状況について報告させるものとする。

(ハ) 子会社の役職員も利用可能であるヘルプラインの運営事務局は、子会社の案件を含めたヘルプラインの運用実績について、当社監査役も出席するコンプライアンス専門分科会において報告を行う他、必要に応じて当社監査役に対し報告を行うものとする。

(11) 上記(10)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社監査役への報告を行った当社及びその子会社の役職員は、当該報告をしたことを理由として、解雇・降格・減給・配置転換等を含むいかなる不利益な取扱いも受けないものとする。

(12) 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行に係る費用について、監査役会が策定した内容に基づく予算を措置するものとする。予算外の費用が生じる場合も、その前払又は償還に応じるものとする。

(13) その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。また、監査役は代表取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を実施するものとする。

八．内部統制システムの整備の状況

内部統制システムの構築と運用について、取締役会のほか社長以下の業務執行機関が当たりますが、各部門の業務執行状況については、内部監査の専門部署である業務監査部が監査を行い、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応については、内部統制委員会を設けて推進しています。

またグループの企業理念、経営理念、行動規範を実践していくための指針として、会社が経済性を追求すると同時に、社会にとっても有益な存在であるための事業活動や行動の基本姿勢を具体的に示した「NGKグループ企業行動指針」を定めています。この指針の制定と法令・企業倫理順守のグループ内への徹底、会社に重大な影響を及ぼす恐れがあると判断される事件・事故への対応などについては、コンプライアンス、セキュリティ、社会貢献推進の専門分科会を傘下に持つCSR委員会が取り扱い、グループの内部統制システムの維持とレベルの向上を図っております。

「NGKグループ企業行動指針」

．企業理念の実現

1．より良い社会環境に資する商品の提供

長期のグローバルな視点に立ち、地球環境を守り社会の安全・安心を実現する商品やサービスの提供を通じて、新しい価値の創造に取り組みます。  
品質と安全性の追求により、お客さまと社会からの信頼を獲得します。

．企業活動のあり方

2．企業情報の開示

経営の透明性を高め、日本ガイシグループに対する社会の信頼を得るために、経営情報、財務情報、商品・サービスに関する情報など、広く社会が求める情報を正確かつタイムリーに発信します。

3．コンプライアンスの徹底、リスクマネジメント

各国、地域の法令やルールを守り、国際間の取決めに尊重して、コンプライアンスを徹底します。  
誠実で高い倫理観のある人材を育成します。また、内部統制システムの構築とリスクマネジメントの実践を通じて、会社の資産や信用、第三者の権利を守ります。

4．人間性の尊重、快適な職場環境の確保

人材の採用、処遇は公正・公平に行い、安全・快適で、家庭と両立する働き易い職場環境を提供します。  
多様な人材が挑戦できる場と機会を設け、知識や技術の習得を通じて人材の成長を支援します。  
職場におけるいじめ、差別、ハラスメントなど人権に反する行為の発生を防止し、違反行為があった場合には迅速に適切な対応をとります。

5．公正、自由、透明な取引の実践

対等な良きパートナーとして、取引先との共存共栄を目指し、公正、自由、透明な取引引きを行います。  
また、日本ガイシグループのサプライチェーン全体で、企業の社会的責任を果たす取り組みを推進します。

．社会の一員として

6．地球環境の保全

事業活動を行うすべての拠点、すべてのプロセスで、率先して環境負荷の低減に取り組み、地球環境の保全に貢献します。  
地域の環境保全活動に協力し、従業員の取り組む活動も積極的に支援していきます。

7．地域社会との協調、社会貢献活動の推進

各国、地域の社会的課題に関心を持ち、地域に信頼される企業市民であることを目指して、地域のニーズに応じた社会貢献活動に積極的に取り組みます。



## 8. ステークホルダーとのコミュニケーション

お客さま、取引先、株主、従業員、地域社会の方々など、すべてのステークホルダーとの対話を通じて、日本ガイシグループへの理解を広げるとともに、寄せられた意見に基づいて会社の活動をレビューし、社会的責任を果たすための取り組みに活かしていきます。

### (ヘルプライン制度)

CSR委員会の傘下にあるコンプライアンス専門分科会では、法令並びに企業倫理の順守を確実なものにするために、顧問弁護士の参画も得て、ヘルプライン制度を運営しております。ヘルプライン制度は、「NGKグループ企業行動指針」の実践主体である従業員その他当社業務に従事する人からの相談、報告に対応し、この指針に反する行為の抑制、未然防止、早期解決を図ることを主な目的とするものです。なお、当該制度は、連結運営の時代の要請に応え、上場会社を除く、国内グループ会社も運営の対象先としております。上場会社においては独自の制度を設け、また、海外のグループ会社においては現地の法制度等を考慮した独自の制度または代替措置を設け運用しております。

## 二. リスク管理体制の整備の状況

事業活動に生じるさまざまなリスクの管理のため、前記のCSR委員会以外にも、以下のような委員会組織を設け、啓発・教育活動や事案が生じた場合の対処をしています。

### (全社環境委員会)

環境と調和した企業活動を推進するため、環境基本方針を制定し、その実現に必要な事項に関する企画、立案及び審議を行う機関です。

### (全社品質委員会)

より高品質な製品サービスの実現による顧客の満足と信頼の向上を目的に、全社品質方針及び品質目標等の制定や市場における品質不良発生に関わる事項についての社長及び全社品質委員長の決定を助けるために必要な審議を行う機関です。

### (中央防災対策本部)

地震、風水害、火災、爆発等の災害に関する事項を取扱い対象とし、社長及び対策本部長の決定を助けるために必要な事項を審議するほか、予防、災害発生時の対応を行う機関です。

### (BCP対策本部)

よりよい社会環境に資する商品を安定供給する責任を全うすべく、災害時における事業継続のための対応を行う機関です。

### (安全保障輸出管理/特定輸出・通関管理委員会)

国際的な平和及び安全の維持の観点から、外為法および関税法を順守した取引を行うことを基本方針として定め、安全保障輸出管理及び特定輸出・通関管理に関する業務を適正かつ円滑に実施するため、社長直属の機関として必要な事項を審議する機関です。

## ホ. 監査役(監査役会)監査、会計監査及び内部監査の状況

各監査役は、取締役会に出席するなどして取締役の職務執行を監査しているほか、社内の各委員会にも出席しております。社外監査役も出席する監査役会で、会計監査人、内部監査部門と相互連携を図っております。また内部統制委員会には、常勤監査役が出席しており、そこで策定される内部統制報告書案は、社外取締役・社外監査役も出席する経営会議で審議されております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、松井夏樹及び山崎裕司であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士13名、その他18名であります。

内部監査部門としては、業務監査部(12名)を設けており、各部門の業務執行状況を監査して、代表取締役に対し、経営判断に資する情報提供を行っております。業務監査部長は内部統制委員会の委員となっております。

監査役監査、会計監査、内部監査はそれぞれ独立して実施していますが、監査の実効性、効率性をあげるため、監査役(会)、会計監査人及び業務監査部は、監査の方針・計画・結果などについて定期的に情報交換を行っております。

### 会社と会社の社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、社外取締役を2名、社外監査役を2名選任しております。

## イ. 社外役員の選任に関する基準又は方針

当社は、社外取締役及び社外監査役の選任に関する基準または方針について明文化していないものの、経営の強化と効率化を図り、取締役の業務執行の監督を図る側面から、様々な業界の中から豊富な経験、優れた実績を有する方を選任しております。また、社外役員の独立性については、一般株主と利益相反の生じるおそれがないよう、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」を参考として総合的に判断しております。

独立役員の確保義務の違反に対する公表措置等の要否の判断は、独立役員として届け出る者が、次のaからeまでのいずれかに該当している場合におけるその状況等を総合的に勘案して行います。（参考「上場管理等に関するガイドライン」 5.(3)の2）

- a. 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者
- b. 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者
- c. 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- d. 最近においてaから前cまでに該当していた者
- e. 次の（a）から（c）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
  - （a）aから前dまでに掲げる者
  - （b）当該会社又はその子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）を含む。）
  - （c）最近において前（b）に該当していた者

#### ロ．当社と社外役員の関係及び選任状況に関する当社の考え方

社外取締役の蒲野宏之氏は、長年弁護士として企業の国際的事業展開に係る法律実務に携わるとともに、東京弁護士会の副会長を務める等、法曹界において豊富な経験と実績を有しております。この国内外にわたる経験を活かし、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスとコンプライアンス体制の強化が期待できることから、社外取締役に選任したものであります。

同氏は、競争状況に関する国際的な調査に対応するために設置した独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の委員長職に就任しており、当社は同氏に対してその職務遂行に係る対価及び費用を支払っております。当社と同氏の間には、この他の人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

同氏は、住友生命保険相互会社社外取締役及びハウス食品グループ本社株式会社社外監査役等を兼務しておりますが、当社と重要な兼務先の間には、人的関係、重要な資本関係及び主要な取引関係その他の利害関係はありません。

また当社は、同氏が過去において社外監査役を務めていた株式会社小松製作所と取引関係にありますが、当社と同社の間には、人的関係、重要な資本関係及び主要な取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の中村利雄氏は、通商産業省貿易局長（現 経済産業省）や中小企業庁長官を歴任し、現在も日本商工会議所の専務理事を務める等、長年にわたり商工業の振興に寄与する要職を務めてきております。その経歴を通じて培った見識と豊富な経験を活かし、当社の経営全般に対して提言をいただくことが期待できることから、社外取締役に選任したものであります。当社と同氏の間には、人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

同氏は、日本商工会議所及び東京商工会議所の専務理事並びに株式会社地域経済活性化支援機構社外取締役等を兼務しておりますが、当社と重要な兼務先の間には、人的関係、重要な資本関係及び主要な取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

社外監査役の田中節夫氏は、警察庁の各要職を経て警察庁長官を務めており、行政における豊富な経験及び実績を活かし、業務の適法性やリスク管理の観点より、当社の経営全般に対して提言をいただくことが期待できることから、社外監査役に選任したものであります。

同氏は、独立委員会の委員職に就任しており、当社は同氏に対してその職務遂行に係る対価及び費用を支払っております。当社と同氏の間には、この他の人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

同氏は、コナミ株式会社社外監査役並びに一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会代表理事及び会長等を兼務しておりますが、当社と重要な兼務先の間には、人的関係、重要な資本関係及び主要な取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の寺東一郎氏は、株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）の専務執行役員や株式会社二コムの代表取締役兼副社長執行役員を務める等、長年にわたり会社の経営に携わっております。この会社経営の専門家としての豊富な経験とその経歴を通じて培った見識を活かし、当社の経営全般に対して提言をいただくことが期待できることから、社外監査役に選任したものであります。当社と同氏の間には、人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

同氏は、当社の株主である株式会社三菱東京UFJ銀行の出身で、当社は当事業年度末において同行より借入れ等の金融関連取引を行っております。ただし、同氏が株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）の専務執行役員を退任してから相当の期間が経過していること等を踏まえると、同氏の判断に株式会社三菱東京UFJ銀行の意向が影響することはなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。

また、同氏が社外監査役を務める株式会社百十四銀行から、当社は当事業年度末において借入れがありますが、当該借入れが当事業年度末の当社有利子負債に占める割合は僅かであり、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。

同氏は、株式会社牧野フライス製作所社外取締役を兼務しておりますが、当社と兼務先の間には、人的関係、重要な資本関係及び主要な取引関係その他の利害関係はありません。

また当社は、同氏が過去において代表取締役兼副社長執行役員等を務めていた株式会社ニコンと取引関係にありますが、当社と同社の間には、人的関係、重要な資本関係及び主要な取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

#### 役員の報酬等

##### イ．提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	478	381	67	29		13
監査役 (社外監査役を除く。)	59	59				3
社外役員	44	44				4

##### ロ．提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

##### ハ．役員の報酬等の総額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、役員の成果責任を明確にし、公平性・透明性を高めるとともに、当社の企業理念や経営方針の実現に向けたモチベーションを喚起する目的から、平成17年4月の取締役会において役員報酬制度に関する決議をいたしております。現在では、この決議を基本に、その後の定時株主総会で承認をいただいた枠組みの中で、以下の方針で役員の報酬等を決定いたしております。なお、監査役等の報酬等に関する部分については、監査役会の承認も得ております。

- ・取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、役職位に応じた固定的年額報酬としての基本報酬、業績連動賞与ならびに株式関連報酬で構成しております。また、社外取締役および監査役の報酬等につきましては、基本報酬のみとしております。
- ・年次賞与である業績連動賞与につきましては、毎年の業績に対する各取締役（社外取締役を除く）の成果責任を更に明確にし、業績との連動性を一層高めた賞与制度として、連結営業利益、連結売上高、連結ROEの実績と増減に基づいて決定しております。
- ・株式関連報酬といたしましては、当社の株価や連結業績への感応度をより引き上げ、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することにより、適正な会社経営を通じた株価上昇および連結業績向上への意欲と士気を高めるため、長期インセンティブとして、取締役（社外取締役を除く）に対して行使価額を1株当たり1円とする株式報酬型ストックオプションを付与し、その付与数は役位に応じて決定しております。権利行使の条件として、当社の役員退任後1年が経過した日から原則として5年以内に行使用することとしております。
- ・各監査役の報酬等の額は、監査役の協議により決定しております。

(\*) 当社は、平成19年6月28日開催の株主総会において、取締役の報酬等の額を年額8億円以内（うち社外取締役3,000万円以内。但し、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額は含まない）、取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額2億円以内、監査役の報酬等の額を年額1億円以内と決議いただいております。

株式の保有状況

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

93銘柄 56,473百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的  
前事業年度  
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
セイコーエプソン(株)	3,450,000	11,074	取引関係強化のため
TOTO(株)	4,556,867	6,520	安定株主としての長期保有
東海旅客鉄道(株)	300,000	3,618	取引関係強化のため
日本特殊陶業(株)	1,249,000	2,897	安定株主としての長期保有
東京海上ホールディングス(株)	633,200	1,961	取引関係強化のため
(株)LIXILグループ	468,700	1,333	取引関係強化のため
(株)愛知銀行	242,300	1,289	取引関係強化のため
三菱商事(株)	618,900	1,185	取引関係強化のため
名港海運(株)	1,037,000	1,037	取引関係強化のため
住友電気工業(株)	508,200	780	取引関係強化のため
旭硝子(株)	1,140,600	682	取引関係強化のため
(株)ノリタケカンパニーリミテド	2,096,000	547	安定株主としての長期保有
(株)日立製作所	662,000	504	取引関係強化のため
岡谷鋼機(株)	375,500	487	取引関係強化のため
(株)大林組	633,412	368	取引関係強化のため
(株)大垣共立銀行	1,202,000	338	取引関係強化のため
第一生命保険(株)	197,700	296	取引関係強化のため
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス(株)	95,500	225	取引関係強化のため
(株)明電舎	477,000	217	取引関係強化のため
東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株)	226,000	195	取引関係強化のため
(株)名古屋銀行	478,000	192	取引関係強化のため
東海カーボン(株)	490,000	171	取引関係強化のため
日本トランスシティ(株)	535,000	170	取引関係強化のため

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	6,290,000	3,566	退職給付信託契約に基づく議決権行使の 指図権限
九州電力(株)	214,251	270	退職給付信託契約に基づく議決権行使の 指図権限
北陸電力(株)	135,987	182	退職給付信託契約に基づく議決権行使の 指図権限
四国電力(株)	125,267	175	退職給付信託契約に基づく議決権行使の 指図権限
中部電力(株)	128,227	155	退職給付信託契約に基づく議決権行使の 指図権限
中国電力(株)	96,562	138	退職給付信託契約に基づく議決権行使の 指図権限
関西電力(株)	125,496	132	退職給付信託契約に基づく議決権行使の 指図権限

(注) 1．貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。  
2．みなし保有株式について、当事業年度末の時価に議決権行使権限の対象となる株式の数に乗じた額を貸借対照表計上額としております。

当事業年度  
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
セイコーエプソン(株)	3,450,000	14,703	取引関係強化のため
TOTO(株)	4,556,867	8,134	森村グループ協力関係の維持、発展のため
東海旅客鉄道(株)	300,000	6,523	取引関係強化のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	6,290,000	4,677	取引関係強化のため
日本特殊陶業(株)	1,249,000	4,034	森村グループ協力関係の維持、発展のため
東京海上ホールディングス(株)	633,200	2,873	取引関係強化のため
(株)愛知銀行	242,300	1,487	取引関係強化のため
(株)LIXILグループ	468,700	1,334	取引関係強化のため
名港海運(株)	1,037,000	1,018	取引関係強化のため
三菱商事(株)	379,450	918	取引関係強化のため
旭硝子(株)	1,140,600	898	取引関係強化のため
住友電気工業(株)	508,200	800	取引関係強化のため
岡谷銅機(株)	75,100	616	取引関係強化のため
(株)ノリタケカンパニーリミテド	2,096,000	591	森村グループ協力関係の維持、発展のため
(株)日立製作所	662,000	544	取引関係強化のため
(株)大林組	633,412	494	取引関係強化のため
(株)大垣共立銀行	1,202,000	456	取引関係強化のため
第一生命保険(株)	197,700	345	取引関係強化のため
M&A Dインシュアランスグループ ホールディングス(株)	95,500	321	取引関係強化のため
九州電力(株)	214,251	249	取引関係強化のため
北陸電力(株)	135,987	216	取引関係強化のため
日本トランスシティ(株)	535,000	198	取引関係強化のため
(株)名古屋銀行	478,000	190	取引関係強化のため
四国電力(株)	125,267	185	取引関係強化のため
(株)明電舎	477,000	185	取引関係強化のため
中部電力(株)	128,227	183	取引関係強化のため
(株)ダイヘン	299,000	176	取引関係強化のため
信越化学工業(株)	21,500	168	取引関係強化のため
東海カーボン(株)	490,000	165	取引関係強化のため
(株)三菱ケミカルホールディングス	234,000	163	取引関係強化のため

(注) 当事業年度において退職給付信託を解約したことに伴い、前事業年度においてみなし保有であった株式は特定投資株式として上表に含まれております。

八．保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額ならびに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額  
該当事項はありません。

#### 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

#### 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成18年6月29日開催の第140期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役について、その期待される役割を十分に発揮することができるよう、責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結している責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後も中立の立場から客観的にその職務を執行する。

#### 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとした事項

##### (自己の株式の取得)

当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を遂行できるようにするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

##### (中間配当)

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	54	-	60	25
連結子会社	44	-	49	-
計	98	-	110	25

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の海外連結子会社のうち3社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークであるDeloitte Touche Tohmatsu Limitedのメンバーファームから監査証明業務の提供を受けており、当連結会計年度にかかわる監査証明業務の報酬は総額20百万円であります。

(当連結会計年度)

当社の海外連結子会社のうち4社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークであるDeloitte Touche Tohmatsu Limitedのメンバーファームから監査証明業務の提供を受けており、当連結会計年度にかかわる監査証明業務の報酬は総額24百万円であります。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務デューデリジェンスに係る業務等であります。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案した上で決定しております。

## 第5 【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。  
また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また監査法人等の主催する研修に参加しております。



## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	49,214	69,958
受取手形及び売掛金	72,167	88,979
有価証券	100,653	98,104
たな卸資産	<sup>1</sup> 101,352	<sup>1</sup> 111,498
繰延税金資産	15,157	15,254
その他	14,161	14,587
貸倒引当金	117	1,220
流動資産合計	352,589	397,160
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	58,055	63,621
機械装置及び運搬具（純額）	82,497	89,258
工具、器具及び備品（純額）	6,393	6,120
土地	21,477	22,261
建設仮勘定	7,899	17,998
有形固定資産合計	<sup>2</sup> 176,323	<sup>2</sup> 199,259
無形固定資産		
ソフトウェア	2,540	2,211
その他	2,307	1,974
無形固定資産合計	4,848	4,185
投資その他の資産		
投資有価証券	<sup>3</sup> 64,903	<sup>3</sup> 78,856
繰延税金資産	3,517	5,092
退職給付に係る資産	7,491	14,476
その他	<sup>3</sup> 4,720	<sup>3</sup> 3,366
貸倒引当金	174	162
投資その他の資産合計	80,457	101,629
固定資産合計	261,629	305,074
資産合計	614,219	702,234

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	25,728	36,057
短期借入金	4,995	4,320
1年内償還予定の社債	20,000	-
未払金	11,792	13,718
未払費用	12,317	13,664
未払法人税等	2,854	3,480
N A S 電池安全対策引当金	10,891	7,342
競争法関連損失引当金	-	9,300
その他	12,841	19,241
流動負債合計	101,419	107,126
固定負債		
長期借入金	142,158	145,537
繰延税金負債	5,473	20,043
製品保証引当金	544	979
退職給付に係る負債	16,678	20,222
その他	3,492	4,322
固定負債合計	168,346	191,106
負債合計	269,766	298,232
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	69,849	69,849
資本剰余金	72,092	72,099
利益剰余金	187,733	224,040
自己株式	1,347	1,403
株主資本合計	328,328	364,585
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	17,491	26,394
繰延ヘッジ損益	18	7
為替換算調整勘定	1,189	7,983
退職給付に係る調整累計額	11,147	6,915
その他の包括利益累計額合計	5,174	27,469
新株予約権	778	886
少数株主持分	10,172	11,060
純資産合計	344,453	404,001
負債純資産合計	614,219	702,234

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
売上高	308,671	378,665
売上原価	1, 3 208,052	1, 3 254,386
売上総利益	100,619	124,278
販売費及び一般管理費	2, 3 56,366	2, 3 62,700
営業利益	44,252	61,577
営業外収益		
受取利息	656	704
受取配当金	844	1,079
持分法による投資利益	2,157	855
為替差益	778	-
その他	1,812	1,393
営業外収益合計	6,249	4,032
営業外費用		
支払利息	2,089	2,028
客先補償損失	-	1,250
為替差損	-	91
N A S 電池安全対策引当金繰入額	1,940	-
その他	653	1,171
営業外費用合計	4,682	4,542
経常利益	45,819	61,068
特別利益		
固定資産売却益	4 546	4 855
投資有価証券売却益	504	750
持分変動利益	-	5 3,526
特別利益合計	1,050	5,132
特別損失		
固定資産処分損	6 676	6 391
減損損失	5,405	117
関係会社清算損	2,882	-
競争法関連損失引当金繰入額	-	7 9,300
特別損失合計	8,964	9,809
税金等調整前当期純利益	37,905	56,390
法人税、住民税及び事業税	8,906	9,518
過年度法人税等	1,404	-
法人税等調整額	2,937	4,481
法人税等合計	10,439	14,000
少数株主損益調整前当期純利益	27,465	42,390
少数株主利益	420	885
当期純利益	27,045	41,504

【連結包括利益計算書】

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	27,465	42,390
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	9,544	8,919
繰延ヘッジ損益	3	11
為替換算調整勘定	20,239	9,157
退職給付に係る調整額	559	3,986
持分法適用会社に対する持分相当額	1	437
その他の包括利益合計	1 30,341	1 22,489
包括利益	57,807	64,879
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	56,967	63,800
少数株主に係る包括利益	839	1,079

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	69,849	85,135	167,219	14,362	307,842
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	69,849	85,135	167,219	14,362	307,842
当期変動額					
剰余金の配当			6,531		6,531
当期純利益			27,045		27,045
自己株式の取得				68	68
自己株式の処分		1		40	39
自己株式の消却		13,042		13,042	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	13,043	20,513	13,014	20,485
当期末残高	69,849	72,092	187,733	1,347	328,328

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	7,964	22	21,030	2,127	15,170	739	9,661	303,073
会計方針の変更による累積的影響額								
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,964	22	21,030	2,127	15,170	739	9,661	303,073
当期変動額								
剰余金の配当								6,531
当期純利益								27,045
自己株式の取得								68
自己株式の処分								39
自己株式の消却								-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,526	3	19,841	9,020	20,344	38	511	20,894
当期変動額合計	9,526	3	19,841	9,020	20,344	38	511	41,379
当期末残高	17,491	18	1,189	11,147	5,174	778	10,172	344,453

当連結会計年度(自 平成26年 4月 1日至 平成27年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	69,849	72,092	187,733	1,347	328,328
会計方針の変更による累積的影響額			2,964		2,964
会計方針の変更を反映した当期首残高	69,849	72,092	190,698	1,347	331,292
当期変動額					
剰余金の配当			8,163		8,163
当期純利益			41,504		41,504
自己株式の取得				84	84
自己株式の処分		7		27	35
自己株式の消却					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	7	33,341	56	33,292
当期末残高	69,849	72,099	224,040	1,403	364,585

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	17,491	18	1,189	11,147	5,174	778	10,172	344,453
会計方針の変更による累積的影響額								2,964
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,491	18	1,189	11,147	5,174	778	10,172	347,418
当期変動額								
剰余金の配当								8,163
当期純利益								41,504
自己株式の取得								84
自己株式の処分								35
自己株式の消却								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	8,902	11	9,172	4,232	22,295	108	887	23,291
当期変動額合計	8,902	11	9,172	4,232	22,295	108	887	56,583
当期末残高	26,394	7	7,983	6,915	27,469	886	11,060	404,001

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	37,905	56,390
減価償却費	19,893	25,532
減損損失	5,405	117
関係会社清算損益(は益)	2,882	-
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	2,071	1,175
N A S 電池安全対策引当金の増減額(は減少)	10,127	3,548
競争法関連損失引当金の増減額(は減少)	-	9,300
受取利息及び受取配当金	1,501	1,783
支払利息	2,089	2,028
持分法による投資損益(は益)	2,157	855
持分変動損益(は益)	-	3,526
売上債権の増減額(は増加)	9,517	6,512
たな卸資産の増減額(は増加)	1,044	2,374
仕入債務の増減額(は減少)	2,052	4,359
その他	250	1,381
小計	39,455	81,685
利息及び配当金の受取額	1,484	1,761
持分法適用会社からの配当金の受取額	1,000	499
利息の支払額	2,074	2,123
法人税等の支払額	7,218	8,820
営業活動によるキャッシュ・フロー	32,647	73,002
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	20,175	28,700
有価証券の売却及び償還による収入	15,670	22,674
有形固定資産の取得による支出	27,995	30,260
有形固定資産の売却による収入	1,050	2,356
投資有価証券の取得による支出	20	4,225
投資有価証券の売却及び償還による収入	19,533	9,460
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	2 10,787
定期預金の増減額(は増加)	8,238	1,887
その他	1,009	1,874
投資活動によるキャッシュ・フロー	21,185	39,495
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	431	1,118
長期借入れによる収入	9,400	5,685
長期借入金の返済による支出	-	1,898
社債の償還による支出	-	20,000
配当金の支払額	6,531	8,163
その他	410	504
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,026	26,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,446	1,329
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	16,935	8,835
現金及び現金同等物の期首残高	102,845	119,781
現金及び現金同等物の期末残高	1 119,781	1 128,616

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数... 58社

主要な連結子会社名

エナジーサポート(株)

NGK CERAMICS USA, INC.

NGK CERAMICS EUROPE S.A.

NGK(蘇州)環保陶瓷有限公司

NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O.O.

NGK CERAMICS MEXICO, S. DE R. L. DE C.V.

双信電機(株)

NGKエレクトロデバイス(株)

なお、NGKエレクトロデバイス(株)については、当連結会計年度において新たに株式を取得したため、同社の子会社3社と併せ、それぞれ連結の範囲に含めております。

NGK MATERIAL USA, INC. については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

#### (2) 主要な非連結子会社名

(株)多治見カントリークラブ、エヌジーケイ・スポーツ開発(株)、

エヌジーケイ・ゆうサービス(株)、エヌジーケイ・ロジスティクス(株)

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用非連結子会社... 1社

(株)多治見カントリークラブ

#### (2) 持分法適用関連会社... 1社

メタウォーター(株)

#### (3) 主要な持分法非適用の非連結子会社及び関連会社の名称等

テクノ・サクセス(株)

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず、原価法により評価しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、一部の在外子会社については決算日が連結決算日(3月31日)と異なります。うち中国とメキシコ等にある子会社10社については3月31日の仮決算に基づく決算数値を使用しております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

##### a 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

##### b その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

ただし未成工事支出金は個別法による原価法



(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産：定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15年～50年

機械装置及び運搬具 3年～12年

無形固定資産：定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当連結会計年度末に有する売掛金、貸付金、その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

N A S 電池安全対策引当金

当社は、平成23年9月に当社製造N A S®電池において火災が発生したことを受け、N A S 電池事業の推進に向けた安全対策等の徹底を図るため、今後発生が見込まれる費用を見積り、計上しております。

競争法関連損失引当金

当社は、競争法にかかる将来発生しうる損失金額を見積り計上しております。

製品保証引当金

当社及び一部連結子会社は、販売した製品の無償修理費用の支出に備えるため、当該費用の発生額を見積り、計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債(年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産)に計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。また過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

なお、米国の一部連結子会社においては、年金以外の退職後給付費用についてもその総額を見積り従業員の役務提供期間等を基礎として配分しており、退職給付と類似の会計処理方法であることから退職給付に係る負債に含めて表示しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率については、従業員の平均残存勤務期間に近似する年数を残存期間とする債券の利回りに基づいて決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が4,598百万円増加、退職給付に係る負債が717百万円減少、利益剰余金が2,964百万円増加しております。なお、当連結会計年度の損益への影響は軽微であります。

また、一株当たり情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

主として契約条件等に基づき着荷日等に収益を認識しております。ただし工事契約に関しては、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を充たしている場合には一体処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭債権債務
金利通貨スワップ	外貨建借入金、借入金利息
金利スワップ	借入金利息

ヘッジ方針

内部規定に基づき、外貨建金銭債権債務に係る為替変動リスク、外貨建借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスク、借入金に係る金利変動リスクについてヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

なお、一部連結子会社においては為替予約取引について為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性評価は省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却を行っております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。なお、控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

(未適用の会計基準等)

- ・「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)
- ・「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)
- ・「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成25年9月13日)
- ・「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日)

(1) 概要

上記会計基準等は、子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、取得関連費用の取扱い、当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更、暫定的な会計処理の取扱いを中心に改正されたものです。

(2) 適用予定日

平成28年3月期の期首より適用予定です。なお、暫定的な会計処理の取扱いについては、平成28年3月期の期首以後実施される企業結合から適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において未定です。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「有形固定資産の売却による収入」及び「投資有価証券の取得による支出」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとし、この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた20百万円は、「有形固定資産の売却による収入」1,050百万円、「投資有価証券の取得による支出」20百万円、「その他」1,009百万円として組み替えております。

(退職給付関係)

「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日)の改正に伴い、複数事業主制度に基づく退職給付に関する注記の表示方法を変更し、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

なお、連結財務諸表の組替えの内容及び連結財務諸表の主な項目に係る前連結会計年度における金額は当該箇所に記載しております。

## (連結貸借対照表関係)

## 1. たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
製品及び商品	54,339百万円	55,638百万円
未成工事支出金	191	565
仕掛品	9,239	11,855
原材料及び貯蔵品	37,581	43,439

## 2. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
	321,049百万円	393,372百万円

## 3. 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
投資有価証券(株式)	13,135百万円	17,166百万円
投資その他の資産その他(出資金)	11	12

## 4. 保証債務等

## (1) 保証債務

連結会社以外の会社の銀行借入等に対する保証債務等は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
(保証債務)		
従業員住宅ローン	50百万円	35百万円
(保証予約債務)		
大阪バイオエナジー(株)の借入金	238百万円	218百万円

## (2) 偶発債務

当社グループは、競争状況に関して国際的な調査の対象となっており、調査が継続しております。将来発生しうる損失の、当連結会計年度末における見積額を「競争法関連損失引当金繰入額」として特別損失に計上いたしましたが、新たな事実が判明した場合には追加の損失が発生する可能性があります。当該調査に関する詳細な情報については、調査に影響を与え当社グループの立場を著しく不利にする可能性があり開示しておりません。

(連結損益計算書関係)

1. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損（戻入額相殺後）が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
	1,208百万円	913百万円

2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
給与賃金・賞与金	16,072百万円	17,477百万円
販売運賃	5,308	6,906
研究開発費	5,439	5,776
支払報酬	5,728	4,178
退職給付費用	1,103	2,025

3. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
	11,238百万円	13,066百万円

4. 固定資産売却益の内容

前連結会計年度（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）  
固定資産売却益の内容は、土地の売却益462百万円ほかであります。

当連結会計年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）  
固定資産売却益の内容は、土地の売却益809百万円ほかであります。

5. 持分変動利益

持分法適用関連会社であるメタウォーター株式会社の公募による新株発行及び自己株式の処分に伴うものであります。

6. 固定資産処分損の内容

前連結会計年度（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）  
固定資産処分損の内容は、機械装置の除売却損360百万円ほかであります。

当連結会計年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）  
固定資産処分損の内容は、機械装置の除売却損208百万円ほかであります。

7. 競争法関連損失引当金繰入額

競争法にかかる将来発生しうる損失金額を見積り計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

## 1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	14,504	13,040
組替調整額	582	849
税効果調整前	13,921	12,190
税効果額	4,377	3,270
その他有価証券評価差額金	9,544	8,919
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	9	2
組替調整額	15	16
税効果調整前	5	18
税効果額	1	6
繰延ヘッジ損益	3	11
為替換算調整勘定		
当期発生額	20,237	9,879
組替調整額	2	722
為替換算調整勘定	20,239	9,157
退職給付に係る調整額		
当期発生額	502	3,383
組替調整額	359	3,964
税効果調整前	861	7,347
税効果額	301	3,361
退職給付に係る調整額	559	3,986
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	1	437
その他の包括利益合計	30,341	22,489

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注)1	337,560		10,000	327,560
合計	337,560		10,000	327,560
自己株式				
普通株式(注)2、3	11,010	40	10,031	1,019
合計	11,010	40	10,031	1,019

(注)1. 発行済株式の普通株式の減少株式数10,000千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式の普通株式の増加株式数40千株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

3. 自己株式の普通株式の減少株式数10,031千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少10,000千株、ストック・オプションの行使による減少31千株、単元未満株式の買増請求による減少0千株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権						778
	合計						778

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,265	10	平成25年3月31日	平成25年6月28日
平成25年10月30日 取締役会	普通株式	3,265	10	平成25年9月30日	平成25年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,918	利益剰余金	12	平成26年3月31日	平成26年6月30日

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	327,560	-	-	327,560
合計	327,560	-	-	327,560
自己株式				
普通株式(注)1,2	1,019	34	21	1,033
合計	1,019	34	21	1,033

(注)1. 自己株式の普通株式の増加株式数34千株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2. 自己株式の普通株式の減少株式数21千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権						886
	合計						886

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,918	12	平成26年3月31日	平成26年6月30日
平成26年10月30日 取締役会	普通株式	4,245	13	平成26年9月30日	平成26年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	4,897	利益剰余金	15	平成27年3月31日	平成27年6月29日



(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
現金及び預金勘定	49,214百万円	69,958百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	9,092	11,415
有価証券勘定に含まれる譲渡性預金、 マネー・マネジメント・ファンド等	79,659	70,074
現金及び現金同等物	119,781	128,616

2. 当連結会計年度における株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳  
株式の取得により新たにNGKエレクトロデバイス株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりです。

流動資産	13,845 百万円
固定資産	10,785
流動負債	10,842
固定負債	2,015
少数株主持分	179
株式の取得価額	11,592 百万円
現金及び現金同等物	805
差引：取得のための支出	10,787 百万円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース取引開始日が平成20年4月1日以後の所有権移転外ファイナンス・リース取引で開示対象となるものではありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
1年内	425百万円	374百万円
1年超	971	911
合計	1,397	1,285

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金は金融機関からの借入により調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは実需取引に基づいて発生する債権・債務を対象としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、客先の特性に合わせ各事業ごとに与信管理を行っております。また海外で事業を行うにあたり生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建の買掛金残高の範囲内にあるものを除き、一定部分は先物為替予約取引を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価額の変動リスクに晒されております。満期保有目的の債券は一定の格付以上の債券を対象としているため、信用リスクは僅少であります。当該リスクについて有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。また満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備資金に係る資金調達であり、償還日は最長で決算日後12年11ヶ月であります。金利をすべて固定化しておりますが、一部をデリバティブ取引を利用して変動金利に置き換えており、将来の金利上昇によるリスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務等に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、外貨建の借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジ及び支払金利の軽減を目的とした金利通貨スワップ、借入金に係る支払金利の軽減を目的とした金利スワップであります。いずれの取引も、信用度の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。またデリバティブ取引の執行・管理については、約定時における決裁及び報告に関する内部規定があり、これに基づいて厳格に運営を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項(7) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等について、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注)2を参照ください。)

前連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額(1)	時価(1)	差額
(1) 現金及び預金	49,214	49,214	-
(2) 受取手形及び売掛金	72,167	72,082	85
(3) 有価証券及び投資有価証券	150,312	150,597	285
(4) 支払手形及び買掛金	(25,728)	(25,728)	-
(5) 短期借入金	(4,995)	(4,995)	-
(6) 1年内償還予定の社債	(20,000)	(20,000)	-
(7) 未払金	(11,792)	(11,792)	-
(8) 未払法人税等	(2,854)	(2,854)	-
(9) 長期借入金(2)	(142,300)	(144,866)	2,565
(10) デリバティブ取引(3)	2	2	-

(1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額(1)	時価(1)	差額
(1) 現金及び預金	69,958	69,958	-
(2) 受取手形及び売掛金	88,979	88,957	21
(3) 有価証券及び投資有価証券(2)	174,518	176,379	1,861
(4) 支払手形及び買掛金	(36,057)	(36,056)	1
(5) 短期借入金	(4,320)	(4,320)	-
(6) 1年内償還予定の社債	-	-	-
(7) 未払金	(13,718)	(13,718)	-
(8) 未払法人税等	(3,480)	(3,480)	-
(9) 長期借入金(3)	(151,883)	(157,175)	5,291
(10) デリバティブ取引(4)	156	156	-

(1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(2) 投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 . 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、主に当該帳簿価額によっております。一部の売掛金の時価は、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

(3)有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券の時価は、主として取引所の価格によっております。一部の有価証券の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(4)支払手形及び買掛金、(5)短期借入金、(6)1年内償還予定の社債、(7)未払金、(8)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9)長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(10)デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、先物為替予約取引、金利スワップ取引のいずれも金融機関が算出する時価によっております。なお、連結子会社の売掛金の一部については為替予約を行っておりますが、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされる売掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金の時価に含めて記載しております。また、当社は借入金の一部について金利通貨スワップを行っておりますが、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を充たすものは、ヘッジ対象となる借入金と一体として処理されるため、その時価は当該借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
非上場株式	15,244	2,442

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	49,214	-	-	-
受取手形及び売掛金	71,421	746	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1)国債・地方債等	-	-	-	-
(2)社債	12,154	11,308	-	-
(3)その他	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1)債券（社債）	-	-	-	-
(2)その他	56,200	-	-	-

当連結会計年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	69,958	-	-	-
受取手形及び売掛金	88,817	161	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1)国債・地方債等	-	-	-	-
(2)社債	17,501	3,900	-	-
(3)その他	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1)債券（社債）	-	-	-	-
(2)その他	39,900	-	-	-

4. 短期借入金、社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	4,995	-	-	-	-	-
社債	20,000	-	-	-	-	-
長期借入金	141	6,591	19,356	5,737	7,384	103,087

当連結会計年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	4,320	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-	-
長期借入金	6,345	20,922	7,481	9,925	25,253	81,954

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成26年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	12,894	13,182	288
	(3)その他	-	-	-
	小計	12,894	13,182	288
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	10,567	10,563	3
	(3)その他	-	-	-
	小計	10,567	10,563	3
合計		23,462	23,746	285

当連結会計年度(平成27年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	15,652	15,924	271
	(3)その他	-	-	-
	小計	15,652	15,924	271
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	5,750	5,747	2
	(3)その他	-	-	-
	小計	5,750	5,747	2
合計		21,402	21,671	269

2. その他有価証券

前連結会計年度(平成26年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1)株式	37,693	12,697	24,996
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	3,466	2,938	528
	小計	41,160	15,635	25,524
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1)株式	657	699	42
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	85,033	85,129	95
	小計	85,690	85,828	138
合計		126,850	101,464	25,386

当連結会計年度(平成27年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1)株式	54,417	17,690	36,726
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	3,711	2,767	943
	小計	58,129	20,458	37,670
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1)株式	1,260	1,309	48
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	76,890	76,931	40
	小計	78,151	78,240	89
合計		136,280	98,698	37,581



3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)株式	578	504	-
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	1,169	247	-
合計	1,748	751	-

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)株式	856	750	-
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	1,183	91	-
合計	2,039	841	-

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成26年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以 外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	7,205	-	3	3
	ユーロ	4,224	-	20	20
	スイスフラン	16	-	0	0
	買建				
	米ドル	270	-	9	9
	ユーロ	10	-	0	0
	円	7	-	0	0
	合計	11,735	-	26	26

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以 外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	6,091	-	26	26
	ユーロ	5,637	-	182	182
	スイスフラン	0	-	0	0
	買建				
	米ドル	196	-	10	10
	ユーロ	71	-	0	0
	円	9	-	0	0
	合計	12,007	-	146	146

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成26年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金	40	-	(注) -
合計			40	-	-

(注) 時価の算定方法

為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされる売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めております。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金	36	-	(注) -
合計			36	-	-

(注) 時価の算定方法

為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされる売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(平成26年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引				
	(受取固定・支払変動)	借入金	1,000	1,000	(注1) 29
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引				
	(支払固定・受取変動)	借入金	39,765	39,765	(注2) -
合計			40,765	40,765	29

(注) 時価の算定方法

- 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。
- 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 (受取固定・支払変動)	借入金	1,000	-	(注1) 10
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 (支払固定・受取変動)	借入金	41,231	35,231	(注2) -
合計			42,231	35,231	10

(注) 時価の算定方法

1. 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。
2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

(3) 金利通貨関連

前連結会計年度(平成26年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利通貨スワップの一体処理(特例処理・振当処理)	金利通貨スワップ取引 (支払円・受取米ドル) (支払固定・受取変動)	借入金	10,000	10,000	(注) -
合計			10,000	10,000	-

(注) 時価の算定方法

金利通貨スワップの一体処理(特例処理・振当処理)によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利通貨スワップの一体処理(特例処理・振当処理)	金利通貨スワップ取引 (支払円・受取米ドル) (支払固定・受取変動)	借入金	10,000	10,000	(注) -
合計			10,000	10,000	-

(注) 時価の算定方法

金利通貨スワップの一体処理(特例処理・振当処理)によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の国内連結子会社は積立型、非積立型の確定給付制度として、退職一時金制度、確定給付企業年金制度、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度を設けております。当社においては、退職給付信託を設定しておりましたが、年金資産が退職給付債務に対して積立超過の状況であり、今後も継続することが認められることから、当連結会計年度において退職給付信託の全額を解約し、返還を受けました。なお、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

また、一部の国内連結子会社においては複数事業主制度による厚生年金基金制度に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しております。一部の米国連結子会社においては確定給付型の退職給付制度の他、確定拠出型制度を採用しております。

なお、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
退職給付債務の期首残高	85,363	百万円	85,335	百万円
会計方針の変更による累積的影響額			5,315	
会計方針の変更を反映した期首残高	85,363	百万円	80,019	百万円
勤務費用	2,506		2,656	
利息費用	1,509		1,472	
数理計算上の差異の発生額	769		3,214	
退職給付の支払額	4,041		4,179	
過去勤務費用の発生額	44		0	
企業結合による増加額			1,517	
その他	722		1,843	
退職給付債務の期末残高	85,335	百万円	86,544	百万円

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
年金資産の期首残高	71,920	百万円	77,989	百万円
期待運用収益	1,358		1,512	
数理計算上の差異の発生額	3,103		7,161	
事業主からの拠出額	4,771		4,976	
退職給付の支払額	3,648		3,762	
退職給付信託の解約による返還			6,180	
企業結合による増加額			110	
その他	484		1,003	
年金資産の期末残高	77,989	百万円	82,811	百万円

( 3 ) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	1,784 百万円	1,840 百万円
退職給付費用	237	400
退職給付の支払額	99	149
制度への拠出額	81	80
退職給付に係る負債の期末残高	1,840 百万円	2,012 百万円

( 4 ) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	77,254 百万円	79,298 百万円
年金資産	78,784	83,660
	1,529 百万円	4,362 百万円
非積立型制度の退職給付債務	10,716	10,108
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	9,186 百万円	5,746 百万円
退職給付に係る負債	16,678 百万円	20,222 百万円
退職給付に係る資産	7,491	14,476
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	9,186 百万円	5,746 百万円

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

( 5 ) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
勤務費用	2,506 百万円	2,656 百万円
利息費用	1,509	1,472
期待運用収益	1,358	1,512
数理計算上の差異の費用処理額	1,431	4,456
過去勤務費用の費用処理額	481	492
簡便法で計算した退職給付費用	237	400
その他	43	20
確定給付制度に係る退職給付費用	3,888 百万円	7,001 百万円

(注) 当連結会計年度の上記「数理計算上の差異の費用処理額」には、退職給付信託解約に伴う一括償却額2,878百万円が含まれております。

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
数理計算上の差異	905 百万円	7,853 百万円
過去勤務費用	43	505
合計	861 百万円	7,347 百万円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
未認識数理計算上の差異	16,497 百万円	8,859 百万円
未認識過去勤務費用	1,039	768
合計	15,458 百万円	8,090 百万円

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
一般勘定	37 %	38 %
株式	29	26
債券	23	26
現金及び預金	2	2
その他	9	8
合計	100 %	100 %

(注) 前連結会計年度における年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が6.7%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
割引率	主として 1.5%	主として1.5%
長期期待運用収益率	主として 1.4%	主として1.5%
予想昇給率	主として 1.9% ~ 6.4%	主として 1.9% ~ 5.9%

## 3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前連結会計年度164百万円、当連結会計年度141百万円であります。なお、以下については連結財務諸表作成日現在において入手可能な直近時点（前連結会計年度においては平成25年3月31日現在、当連結会計年度においては平成26年3月31日現在）の情報に基づき作成しております。

## (1) 複数事業主制度の直近の状況

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
年金資産の額	281,339 百万円	303,721 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額(注)	290,987	299,821
差引額	9,648 百万円	3,900 百万円

(注) 前連結会計年度においては「年金債務の額(責任準備金+未償却過去勤務債務残高)」と掲記していた項目であります。

## (2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合

	前連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
当社グループの割合	1.9%	1.9%

## (3) 補足説明

上記(1)の差引額の要因は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
未償却過去勤務債務残高	21,968 百万円	20,430 百万円
剰余金	12,320	12,010
別途積立金		12,320

(注) 本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。

## 4. 確定拠出制度

一部の米国連結子会社の確定拠出制度の要拠出額は、前連結会計年度131百万円、当連結会計年度120百万円であります。



(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
販売費及び一般管理費の報酬費用	73	126

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプションの内容

	平成17年(第1回) ストック・オプション	平成18年(第2-1回) ストック・オプション	平成18年(第2-2回) ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 12名 監査役 2名 (社外監査役を除く) 当社執行役員 10名 (取締役兼務執行役員を除く)	当社取締役 12名 監査役 2名 (社外監査役を除く)	当社執行役員 10名 (取締役兼務執行役員を除く)
ストック・オプション数(注)	普通株式 180,000株	普通株式 113,000株	普通株式 41,000株
付与日	平成17年 8月 5日	平成18年 8月11日	平成18年8月11日
権利確定条件	新株予約権の付与日において、当社の取締役(取締役兼務執行役員を除く)、監査役(社外監査役を除く)又は執行役員の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役又は監査役(社外監査役を除く)の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の執行役員(取締役兼務執行役員を除く)の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自 平成17年 8月 5日 至 平成18年 6月30日	自 平成18年 8月11日 至 平成19年 6月30日	自 平成18年 8月11日 至 平成19年 6月30日
権利行使期間	自 平成17年 8月 5日 至 平成47年 6月30日	自 平成18年 8月12日 至 平成48年 6月30日	自 平成18年 8月12日 至 平成48年 6月30日

	平成19年(第3回) ストック・オプション	平成20年(第4回) ストック・オプション	平成21年(第5回) ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 12名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 10名 (取締役兼務執行役員を除く)	当社取締役 11名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 9名 (取締役兼務執行役員を除く)	当社取締役 12名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 10名 (取締役兼務執行役員を除く)
ストック・オプション数(注)	普通株式 62,000株	普通株式 57,000株	普通株式 62,000株
付与日	平成19年 8月30日	平成20年 8月13日	平成21年 8月17日
権利確定条件	新株予約権の付与日において、当社の取締役(社外取締役を除く)又は執行役員(取締役兼務執行役員を除く)の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役(社外取締役を除く)又は執行役員(取締役兼務執行役員を除く)の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役(社外取締役を除く)又は執行役員(取締役兼務執行役員を除く)の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自 平成19年 8月30日 至 平成20年 6月30日	自 平成20年 8月13日 至 平成21年 6月30日	自 平成21年 8月17日 至 平成22年 6月30日
権利行使期間	自 平成19年 8月31日 至 平成49年 6月30日	自 平成20年 8月14日 至 平成50年 6月30日	自 平成21年 8月18日 至 平成51年 6月30日

	平成22年(第6回) ストック・オプション	平成23年(第7回) ストック・オプション	平成24年(第8回) ストック・オプション
付与対象者の区分及び 人数	当社取締役 12名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 11名 (取締役兼務執行役員を除く)	当社取締役 11名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 11名 (取締役兼務執行役員を除く)	当社取締役 10名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 14名 (取締役兼務執行役員を除く)
ストック・オプション数 (注)	普通株式 64,000株	普通株式 62,000株	普通株式 66,000株
付与日	平成22年8月16日	平成23年8月15日	平成24年8月15日
権利確定条件	新株予約権の付与日において、当社の取締役(社外取締役を除く)又は執行役員(取締役兼務執行役員を除く)の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役(社外取締役を除く)又は執行役員(取締役兼務執行役員を除く)の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役(社外取締役を除く)又は執行役員(取締役兼務執行役員を除く)の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自 平成22年8月16日 至 平成23年6月30日	自 平成23年8月15日 至 平成24年6月30日	自 平成24年8月15日 至 平成25年6月30日
権利行使期間	自 平成22年8月17日 至 平成52年6月30日	自 平成23年8月16日 至 平成53年6月30日	自 平成24年8月16日 至 平成54年6月30日

	平成25年(第9回) ストック・オプション	平成26年(第10回) ストック・オプション
付与対象者の区分及び 人数	当社取締役 9名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 16名 (取締役兼務執行役員を除く)	当社取締役 10名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 13名 (取締役兼務執行役員を除く)
ストック・オプション数 (注)	普通株式 61,000株	普通株式 57,000株
付与日	平成25年8月16日	平成26年8月19日
権利確定条件	新株予約権の付与日において、当社の取締役(社外取締役を除く)又は執行役員(取締役兼務執行役員を除く)の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役(社外取締役を除く)又は執行役員(取締役兼務執行役員を除く)の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自 平成25年8月16日 至 平成26年6月30日	自 平成26年8月19日 至 平成27年6月30日
権利行使期間	自 平成25年8月17日 至 平成55年6月30日	自 平成26年8月20日 至 平成56年6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成17年(第1回) ストック・オプション	平成18年(第2-1回) ストック・オプション	平成18年(第2-2回) ストック・オプション	平成19年(第3回) ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	95,000	63,000	24,000	42,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	4,000	4,000	-	4,000
失効	-	-	-	-
未行使残	91,000	59,000	24,000	38,000

	平成20年(第4回) ストック・オプション	平成21年(第5回) ストック・オプション	平成22年(第6回) ストック・オプション	平成23年(第7回) ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	53,000	62,000	64,000	62,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	3,000	3,000	3,000	-
失効	-	-	-	-
未行使残	50,000	59,000	61,000	62,000

	平成24年(第8回) ストック・オプション	平成25年(第9回) ストック・オプション	平成26年(第10回) ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	57,000
失効	-	-	-
権利確定	-	-	57,000
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	66,000	61,000	-
権利確定	-	-	57,000
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	66,000	61,000	57,000

単価情報

	平成17年(第1回) ストック・オプション	平成18年(第2-1回) ストック・オプション	平成18年(第2-2回) ストック・オプション	平成19年(第3回) ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,011	2,011	-	2,321
公正な評価単価 (付与日) (円)	-	1,506	1,506	3,658

	平成20年(第4回) ストック・オプション	平成21年(第5回) ストック・オプション	平成22年(第6回) ストック・オプション	平成23年(第7回) ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,424	2,011	2,165	-
公正な評価単価 (付与日) (円)	1,434	2,072	1,289	1,100

	平成24年(第8回) ストック・オプション	平成25年(第9回) ストック・オプション	平成26年(第10回) ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	-	-
公正な評価単価 (付与日) (円)	923	1,276	2,510

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成26年（第10回）ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法          ブラック・ショールズ式  
 主な基礎数値及び見積方法

	平成26年（第10回）ストック・オプション
株価変動性      (注) 1	41.02%
予想残存期間    (注) 2	4年6ヶ月
予想配当          (注) 3	22円/株
無リスク利率    (注) 4	0.146%

(注) 1. 4年6ヶ月間（平成22年2月から平成26年8月まで）の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成26年3月期の配当実績によっております。

4. 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率であります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
たな卸資産	9,948百万円	10,575百万円
貸倒引当金	106	594
未払金、未払費用	3,403	3,312
未払事業税	110	277
有形固定資産	7,736	7,273
退職給付に係る負債	6,735	6,930
繰越欠損金	12,762	3,670
投資有価証券	1,350	2,103
海外子会社等の税額控除	3,831	3,143
賞与引当金	478	615
N A S 電池安全対策引当金	3,854	2,390
その他	2,126	3,305
繰延税金資産小計	52,443	44,194
評価性引当額	18,477	14,821
繰延税金資産合計	33,965	29,373
<b>繰延税金負債</b>		
その他有価証券評価差額金	7,704	10,810
固定資産圧縮積立金	1,299	1,172
海外子会社の未分配利益	5,668	6,501
固定資産	1,073	1,900
退職給付に係る資産	3,204	5,026
退職給付信託解約に伴う 受入有価証券	-	1,498
その他	1,850	2,246
繰延税金負債合計	20,801	29,157
繰延税金資産の純額	13,164	215

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	15,157百万円	15,254百万円
固定資産 - 繰延税金資産	3,517	5,092
流動負債 - 繰延税金負債	37	87
固定負債 - 繰延税金負債	5,473	20,043

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	37.8%	35.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2	7.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.2	3.4
評価性引当額の増減額	3.2	5.8
海外子会社の未分配利益	3.0	1.5
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.1	0.8
海外子会社等の税率差異	2.5	4.4
海外子会社等の税額控除	3.3	4.5
試験研究費等の税額控除	0.1	1.3
持分法による投資損益	2.2	0.3
過年度法人税等	3.7	-
その他	0.6	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.5	24.8

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.4%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのもは32.9%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が680百万円増加し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が292百万円、その他有価証券評価差額金額が1,056百万円、退職給付に係る調整累計額が83百万円それぞれ増加しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 日鉄住金エレクトロデバイス株式会社  
事業の内容 半導体用セラミックパッケージ、セラミック製電子部品の製造・販売

(2) 企業結合を行った主な理由

日鉄住金エレクトロデバイス株式会社が長年培ってきた製造ノウハウや多品種・低コスト量産技術に、当社の材料技術や高精度プロセス技術を付加することで、両社の保有技術のシナジーを創出し、当社のエレクトロニクス事業のさらなる成長を図ることができると判断し、子会社化を決定いたしました。

(3) 企業結合日

平成27年1月5日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

N G Kエレクトロデバイス株式会社

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った根拠

当社が現金を対価として、日鉄住金エレクトロデバイス株式会社の発行済株式の100%を取得したためであります。

2 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成27年1月1日をみなし取得日としているため、平成27年1月1日から平成27年3月31日までの業績を含めております。

3 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	11,500百万円
取得に直接要した費用	92 "
取得原価	11,592百万円

4 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

のれん及び負ののれんは発生しておりません。

5 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	13,845百万円
固定資産	10,785 "
資産合計	24,630 "
流動負債	10,842 "
固定負債	2,015 "
負債合計	12,857 "

6 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高 22,860百万円

(概算額の算定方法)

企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高と、取得企業の連結損益計算書における売上高との差額を、影響の概算額としております。また、各段階損益に与える影響は軽微なため記載を省略しております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。



(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

資産除去債務の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

資産除去債務の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

賃貸等不動産の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

賃貸等不動産の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの事業展開は、「電力事業本部」、「セラミックス事業本部」、「エレクトロニクス事業本部」の3つの事業本部制の下で、国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を行っていることから、「電力関連事業」、「セラミックス事業」及び「エレクトロニクス事業」の3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントを構成する主要製品は以下のとおりです。

報告セグメント	主要製品
電力関連事業	がいし・架線金具、送電・変電・配電用機器、がいし洗浄装置・防災装置、電力貯蔵用NAS電池（ナトリウム/硫黄電池）
セラミックス事業	自動車用セラミックス製品、化学工業用耐食機器、液・ガス用膜分離装置、燃焼装置・耐火物、放射性廃棄物処理装置
エレクトロニクス事業	ベリリウム銅圧延製品・加工製品、金型製品、電子工業用・半導体製造装置用セラミックス製品

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
	電力関連事業	セラミックス 事業	エレクトロニ クス事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	58,985	190,761	58,924	308,671	-	308,671
セグメント間の内部売上高 又は振替高	18	216	2	237	237	-
計	59,004	190,977	58,926	308,908	237	308,671
セグメント利益又は損失( )	3,900	44,998	3,104	44,202	50	44,252
セグメント資産	90,147	262,637	67,907	420,693	193,526	614,219
その他の項目						
減価償却費	3,257	13,815	2,821	19,893	-	19,893
減損損失	5,058	-	272	5,330	75	5,405
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	3,037	20,418	3,903	27,360	1,074	28,434

- (注) 1. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引の調整であります。  
2. セグメント資産のうち調整額に含めた全社資産の金額は234,347百万円であり、その主なものは、当社での余資運用資金(現金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。  
3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社部門における増加額です。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
	電力関連事業	セラミックス 事業	エレクトロニ クス事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	72,804	227,101	78,759	378,665	-	378,665
セグメント間の内部売上高 又は振替高	43	97	-	140	140	-
計	72,847	227,198	78,759	378,805	140	378,665
セグメント利益又は損失( )	2,351	57,614	6,294	61,557	20	61,577
セグメント資産	93,938	293,415	97,871	485,225	217,009	702,234
その他の項目						
減価償却費	3,110	18,843	3,577	25,532	-	25,532
減損損失	-	-	117	117	-	117
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	2,686	20,854	5,254	28,795	1,570	30,366

- (注) 1. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引の調整であります。  
2. セグメント資産のうち調整額に含めた全社資産の金額は258,132百万円であり、その主なものは、当社での余資運用資金(現金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。  
3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社部門における増加額です。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	北米			欧州			アジア	その他	合計
	計	米国	その他	計	ドイツ	その他			
98,929	66,716	59,655	7,060	70,094	44,480	25,613	50,754	22,177	308,671

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	北米				欧州			アジア		その他	合計	
	計	米国	メキシコ	その他	計	ポーランド	その他	計	中国			その他
78,284	44,755	18,673	26,068	13	27,705	24,738	2,967	24,964	17,588	7,376	614	176,323

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	北米			欧州			アジア	その他	合計
	計	米国	その他	計	ドイツ	その他			
107,890	84,604	78,897	5,706	92,781	43,666	49,114	69,181	24,207	378,665

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	北米				欧州			アジア		その他	合計	
	計	米国	メキシコ	その他	計	ポーランド	その他	計	中国			その他
86,871	49,887	22,028	27,846	12	30,566	27,090	3,476	31,331	16,973	14,357	601	199,259

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

のれんの償却額及び未償却残高の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

のれんの償却額及び未償却残高の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	蒲野宏之	-	-	当社社外取締役	なし	-	独立委員会の委員長職の委託に係る対価及び費用の支払い (注)2	47	-	-
役員	田中節夫	-	-	当社社外監査役	なし	-	独立委員会の委員職の委託に係る対価及び費用の支払い (注)2	29	未払金	2
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社を含む）	吉村産業株式会社	岐阜県恵那市	10	陶磁器用坏土製造	(被所有) 直接 0.0	原材料の購入	粘土・硅砂の購入 (注)3	131	買掛金	3

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 経歴、専門性等に基づき、社会的に相応な対価を勘案して決定したタイムチャージにより支払いを行っております。  
3. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し交渉の上、決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社を含む）	吉村産業株式会社	岐阜県恵那市	10	陶磁器用坏土製造	(被所有) 直接 0.0	原材料の購入	粘土・硅砂の購入 (注)2	63	買掛金	6

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し交渉の上、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社はメタウォーター(株)であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

流動資産合計	61,643百万円
固定資産合計	11,580百万円
流動負債合計	49,831百万円
固定負債合計	2,539百万円
純資産合計	20,852百万円
売上高	95,146百万円
税引前当期純利益金額	7,480百万円
当期純利益金額	4,326百万円

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	蒲野宏之	-	-	当社社外取締役	なし	-	独立委員会の委員長職の委託に係る対価及び費用の支払い(注)2	46	-	-
役員	田中節夫	-	-	当社社外監査役	なし	-	独立委員会の委員職の委託に係る対価及び費用の支払い(注)2	25	-	-
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	吉村産業株式会社	岐阜県恵那市	10	陶磁器用坯土製造	(被所有) 直接 0.0	原材料の購入	粘土・珪砂の購入(注)3	12 (注)4	-	-

(注)1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

- 経歴、専門性等に基づき、社会的に相応な対価を勘案して決定したタイムチャージにより支払いを行っております。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等  
価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し交渉の上、決定しております。
- 当社前取締役吉村亜東氏が平成26年6月27日の第148期定時株主総会において取締役を退任したことにより、吉村産業株式会社は、同日付けで関連当事者ではなくなっております。取引金額には、関連当事者であった期間の金額を記載しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	吉村産業株式会社	岐阜県恵那市	10	陶磁器用 坏土製造	(被所有) 直接 0.0	原材料の 購入	粘土・硅砂 の購入 (注)2	18 (注)3	-	-

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し交渉の上、決定しております。

3. 当社前取締役吉村亜東氏が平成26年6月27日の第148期定時株主総会において取締役を退任したことにより、吉村産業株式会社は、同日付けで関連当事者ではなくなっております。取引金額には、関連当事者であった期間の金額を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。



(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	1,021.32円	1,200.68円
1株当たり当期純利益金額	82.82円	127.11円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	82.67円	126.87円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	27,045	41,504
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	27,045	41,504
普通株式の期中平均株式数(千株)	326,555	326,539
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	575	611
(うち新株予約権方式によるストック・オプション)	(575)	(611)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	-

2. 「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計処理基準に関する事項(4) 退職給付に係る会計処理の方法」に記載のとおり、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。  
この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が、9.08円増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
日本碍子(株)	第4回無担保社債	平成21年12月4日	20,000 (20,000)	-	年0.734	なし	平成26年12月4日
合計	-	-	20,000 (20,000)	-	-	-	-

(注)「当期首残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	4,995	4,320	0.5	-
1年以内に返済予定の長期借入金	141	6,345	1.2	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	142,158	145,537	1.3	平成28年～平成40年
合計	147,295	156,203	-	-

(注)1.「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2.長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	20,922	7,481	9,925	25,253

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	82,206	168,013	270,566	378,665
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (百万円)	14,385	27,613	46,468	56,390
四半期(当期)純利益金額(百万円)	11,340	20,097	35,799	41,504
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	34.73	61.55	109.63	127.11

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	34.73	26.82	48.09	17.47

## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年 3月31日)	当事業年度 (平成27年 3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	11,590	22,518
受取手形	1 855	1 639
売掛金	1 44,391	1 47,528
有価証券	100,653	98,104
商品及び製品	29,610	28,473
仕掛品	1,154	1,216
未成工事支出金	151	340
原材料及び貯蔵品	14,215	15,829
繰延税金資産	12,697	9,097
短期貸付金	1 4,565	1 4,055
未収入金	1 8,225	1 8,980
未収法人税等	1,716	-
未収消費税等	1,507	2,991
その他	1 1,297	1 925
貸倒引当金	113	75
流動資産合計	232,521	240,626
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	27,105	26,385
機械及び装置	18,872	20,559
車両運搬具	90	112
工具、器具及び備品	2,380	2,731
土地	16,554	15,693
建設仮勘定	2,591	6,196
有形固定資産合計	67,594	71,679
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	1,733	1,427
その他	81	74
無形固定資産合計	1,815	1,502
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	50,640	60,376
関係会社株式	59,857	71,293
関係会社出資金	22,194	22,194
長期貸付金	1 6,840	1 5,801
前払年金費用	17,256	14,588
破産更生債権等	1 6,400	1 6,461
その他	3,122	1,380
投資損失引当金	-	573
貸倒引当金	5,589	5,577
投資その他の資産合計	160,724	175,945
固定資産合計	230,134	249,127
資産合計	462,655	489,753

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	1 24,050	1 29,505
短期借入金	1 29,482	1 30,933
1年内返済予定の長期借入金	-	6,000
1年内償還予定の社債	20,000	-
未払金	1 8,038	1 7,553
未払費用	1 6,989	1 7,372
未払法人税等	148	1,031
前受金	9,511	8,825
預り金	711	689
N A S 電池安全対策引当金	10,891	7,342
競争法関連損失引当金	-	9,300
その他	142	1,714
流動負債合計	109,967	110,267
<b>固定負債</b>		
長期借入金	124,765	120,231
繰延税金負債	3,776	13,373
退職給付引当金	8,788	8,227
製品保証引当金	428	650
その他	81	520
固定負債合計	137,839	143,003
負債合計	247,806	253,271
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	69,849	69,849
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	70,135	70,135
その他資本剰余金	1,937	1,945
資本剰余金合計	72,073	72,080
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
固定資産圧縮積立金	2,140	2,289
繰越利益剰余金	54,059	66,707
利益剰余金合計	56,199	68,997
自己株式	1,347	1,403
株主資本合計	196,775	209,523
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	17,275	26,064
繰延ヘッジ損益	18	7
評価・換算差額等合計	17,294	26,071
新株予約権	778	886
純資産合計	214,848	236,482
負債純資産合計	462,655	489,753

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
売上高	2 169,724	2 208,489
売上原価	2 126,858	2 148,473
売上総利益	42,866	60,016
販売費及び一般管理費	1 32,838	1 35,135
営業利益	10,027	24,881
営業外収益		
受取利息	2 591	2 431
受取配当金	2 15,567	2 9,838
受取手数料	2 2,309	2 2,863
その他	2 1,908	2 1,469
営業外収益合計	20,377	14,602
営業外費用		
支払利息	2 1,926	2 1,877
客先補償損失	-	1,250
N A S 電池安全対策引当金繰入額	1,940	-
その他	155	188
営業外費用合計	4,021	3,316
経常利益	26,383	36,168
特別利益		
固定資産売却益	3 465	3 789
投資有価証券売却益	504	727
関係会社株式売却益	5,234	-
移転価格税制調整金	1,877	-
特別利益合計	8,081	1,517
特別損失		
固定資産処分損	4 501	4 141
減損損失	283	117
投資損失引当金繰入額	-	573
関係会社株式評価損	-	171
競争法関連損失引当金繰入額	-	5 9,300
関係会社清算損	8,845	-
関係会社出資金評価損	851	-
特別損失合計	10,481	10,305
税引前当期純利益	23,983	27,379
法人税、住民税及び事業税	913	2,029
過年度法人税等	687	-
法人税等調整額	1,497	8,000
法人税等合計	1,723	10,030
当期純利益	22,260	17,349

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年 4月 1日至 平成26年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	69,849	85,135	-	85,135	2,269	38,200	40,470
会計方針の変更による累 積的影響額							
会計方針の変更を反映し た当期首残高	69,849	85,135	-	85,135	2,269	38,200	40,470
当期変動額							
準備金から剰余金への 振替		15,000	15,000	-			
固定資産圧縮積立金の 積立							
固定資産圧縮積立金の 取崩					129	129	-
剰余金の配当						6,531	6,531
当期純利益						22,260	22,260
自己株式の取得							
自己株式の処分			1	1			
自己株式の消却			13,060	13,060			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	15,000	1,937	13,062	129	15,858	15,729
当期末残高	69,849	70,135	1,937	72,073	2,140	54,059	56,199

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	14,380	181,074	7,852	22	7,875	739	189,689
会計方針の変更による累 積的影響額							
会計方針の変更を反映し た当期首残高	14,380	181,074	7,852	22	7,875	739	189,689
当期変動額							
準備金から剰余金への 振替		-					-
固定資産圧縮積立金の 積立							
固定資産圧縮積立金の 取崩		-					-
剰余金の配当		6,531					6,531
当期純利益		22,260					22,260
自己株式の取得	68	68					68
自己株式の処分	40	39					39
自己株式の消却	13,060	-					-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			9,423	3	9,419	38	9,458
当期変動額合計	13,033	15,700	9,423	3	9,419	38	25,159
当期末残高	1,347	196,775	17,275	18	17,294	778	214,848

当事業年度(自 平成26年 4月 1 日至 平成27年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	69,849	70,135	1,937	72,073	2,140	54,059	56,199
会計方針の変更による累積的影響額						3,611	3,611
会計方針の変更を反映した当期首残高	69,849	70,135	1,937	72,073	2,140	57,670	59,811
当期変動額							
準備金から剰余金への振替							
固定資産圧縮積立金の積立					299	299	-
固定資産圧縮積立金の取崩					149	149	-
剰余金の配当						8,163	8,163
当期純利益						17,349	17,349
自己株式の取得							
自己株式の処分			7	7			
自己株式の消却							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	7	7	149	9,036	9,186
当期末残高	69,849	70,135	1,945	72,080	2,289	66,707	68,997

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,347	196,775	17,275	18	17,294	778	214,848
会計方針の変更による累積的影響額		3,611					3,611
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,347	200,386	17,275	18	17,294	778	218,460
当期変動額							
準備金から剰余金への振替							
固定資産圧縮積立金の積立		-					-
固定資産圧縮積立金の取崩		-					-
剰余金の配当		8,163					8,163
当期純利益		17,349					17,349
自己株式の取得	84	84					84
自己株式の処分	27	35					35
自己株式の消却							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			8,788	11	8,776	108	8,885
当期変動額合計	56	9,137	8,788	11	8,776	108	18,022
当期末残高	1,403	209,523	26,064	7	26,071	886	236,482

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

子会社株式・出資金及び関連会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券：

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブの評価基準

時価法

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ただし、未成工事支出金は個別法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産：定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 31年～50年

機械及び装置 6年～9年

#### (2) 無形固定資産：定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

当事業年度末に有する売掛金、貸付金、その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 投資損失引当金

関係会社投資の価値の減少に備えるため、投資先の財政状態の実情を勘案し、評価性引当金を計上しております。

#### (3) N A S 電池安全対策引当金

平成23年9月に当社製造N A S®電池において火災が発生したことを受け、N A S 電池事業の推進に向けた安全対策等の徹底を図るため、今後発生が見込まれる費用を見積り計上しております。

#### (4) 競争法関連損失引当金

競争法にかかる将来発生しうる損失金額を見積り計上しております。

#### (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。



(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率については、従業員の平均残存勤務期間に近似する年数を残存期間とする債券の利回りに基づいて決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へと変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が4,417百万円増加、退職給付引当金が1,171百万円減少、繰延税金負債(純額)が1,978百万円増加、繰越利益剰余金が3,611百万円増加しております。なお当事業年度の損益への影響は軽微であります。

(6) 製品保証引当金

販売した製品の無償修理費用の支出に備えるため、当該費用の発生額を見積り、計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

主として契約条件等に基づき着荷日等に収益を認識しております。ただし工事契約に関しては、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(会計方針の変更)

従来、連結子会社への原材料の支給取引に係る収入については、製造原価及び販売運賃を相殺した純額を営業外収益の「有償支給差益」に含めて表示しておりましたが、当事業年度よりそれぞれ売上高、売上原価及び販売費及び一般管理費として表示する方法に変更しております。

この変更は、当該支給取引に係る収入の金額の重要性が今後も継続的に高まることを見込まれること及び当事業年度より連結子会社への原材料の支給に係る取引方法を変更したことから、当社の経営成績をより適正に表示するために行ったものであります。

上記会計処理の変更により、「有償支給差益」については、海外子会社設備等の調達支援手数料相当となることから、当事業年度より「受取手数料」に表示を変更しております。また、当該支給取引に係る「未収入金」については、当事業年度より「売掛金」に表示を変更しております。

なお、前事業年度については、当該会計方針変更を遡及適用後の財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の損益計算書は、売上高が2,725百万円、売上原価が1,303百万円、売上総利益が1,421百万円、販売費及び一般管理費が48百万円、営業利益が1,373百万円増加しており、営業外収益の「受取手数料」が1,373百万円減少しております。また前事業年度の貸借対照表は、売掛金が800百万円増加し、未収入金が同額減少しております。

また、前事業年度の期首の純資産額に対する累積的影響額及び前事業年度に係る1株当たり情報に対する影響はありません。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理(特例処理、振当処理)の要件を充たしている場合には一体処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利通貨スワップ	外貨建借入金、借入金利息
金利スワップ	借入金利息

#### ヘッジ方針

内部規定に基づき、外貨建借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスク、借入金に係る金利変動リスクについてヘッジしております。

#### ヘッジ有効性評価の方法

有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

#### (3) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。なお、控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

#### (4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外の金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
短期金銭債権	32,905百万円	33,004百万円
長期金銭債権	13,125	5,674
短期金銭債務	43,675	46,199

2. 保証債務等

(1) 保証債務

他社の銀行借入等に対する保証債務等は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
(保証債務)		
関係会社の借入金	20,684百万円	23,377百万円
従業員住宅ローン	50	35
合計	20,735	23,413
(保証予約債務)		
大阪バイオエナジー(株)の借入金	238百万円	218百万円

(2) 偶発債務

当社は、競争状況に関して国際的な調査の対象となっており、調査が継続しております。将来発生しうる損失の、当事業年度末における見積額を「競争法関連損失引当金繰入額」として特別損失に計上いたしました。新たな事実が判明した場合には追加の損失が発生する可能性があります。当該調査に関する詳細な情報については、調査に影響を与え当社の立場を著しく不利にする可能性があり開示しておりません。

(損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
販売運賃	2,464百万円	3,158百万円
給与賃金・賞与金	8,261	8,590
減価償却費	1,179	1,252
支払報酬	4,733	3,204
研究開発費	4,933	5,257
おおよその割合		
販売費	23%	25%
一般管理費	77	75

2. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	65,108百万円	78,517百万円
仕入高等	65,472	75,428
営業取引以外の取引高	28,462	17,846

3．固定資産売却益の内容

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

固定資産売却益の内容は、土地の売却益429百万円ほかであります。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

固定資産売却益の内容は、土地の売却益783百万円ほかであります。

4．固定資産処分損の内容

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

固定資産処分損の内容は、建物の除売却損214百万円、機械及び装置の除売却損269百万円、工具、器具及び備品の除売却損4百万円ほかであります。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

固定資産処分損の内容は、建物の除売却損73百万円、機械及び装置の除売却損54百万円、工具、器具及び備品の除売却損8百万円ほかであります。

5．競争法関連損失引当金繰入額

競争法にかかる将来発生しうる損失金額を見積り計上しております。

(有価証券関係)

前事業年度(平成26年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	3,058	2,386	672

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	48,864
関連会社株式	7,934

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

当事業年度(平成27年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	3,058	2,595	463
関連会社株式	7,922	18,427	10,505

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	60,300
関連会社株式	12

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
たな卸資産	8,285百万円	6,156百万円
有形固定資産	2,844	2,445
投資有価証券	1,311	1,186
関係会社株式	2,783	2,599
関係会社出資金	5,366	4,899
貸倒引当金	2,018	1,826
未払金、未払費用	2,461	2,558
退職給付引当金	3,110	2,662
N A S 電池安全対策引当金	3,854	2,390
繰越欠損金	7,672	468
その他	1,403	2,426
繰延税金資産小計	41,111	29,620
評価性引当金	17,184	15,670
繰延税金資産合計	23,926	13,949
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	7,584	10,642
前払年金費用	6,107	4,726
固定資産圧縮積立金	1,172	1,063
退職給付信託解約に伴う 受入有価証券	-	1,498
その他	141	295
繰延税金負債合計	15,005	18,226
繰延税金資産の純額	8,921	4,276

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれています。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	12,697百万円	9,097百万円
固定資産 - 繰延税金資産	-	-
固定負債 - 繰延税金負債	3,776	13,373

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率 (調整)	37.8%	35.4%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0	13.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	34.7	11.5
損金算入外国所得税	0.9	-
評価性引当額の増減額	0.1	0.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.1	1.7
試験研究費等の税額控除	-	2.4
外国税額控除	3.5	-
住民税均等割	0.2	0.2
過年度法人税等	2.9	-
その他	0.2	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.2	36.6

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.4%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは32.9%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が574百万円増加し、当事業年度に計上された法人税等調整額が463百万円、その他有価証券評価差額金額が1,037百万円、それぞれ増加しております。

(企業結合関係)

取得による企業結合

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物及び構築物	77,495	1,205	2 463 (10)	1,813	78,237	51,851
	機械及び装置	124,288	6,426	2 2,417 (107)	4,619	1 128,297	107,737
	車両運搬具	897	61	31	39	927	815
	工具、器具及び備品	15,350	1,160	2 672 (0)	786	15,839	13,107
	土地	16,554	-	860	-	15,693	-
	建設仮勘定	2,591	12,049	8,444	-	6,196	-
	計	237,178	20,903	2 12,889 (117)	7,258	245,192	173,512
無形固定資産	ソフトウェア	13,367	397	2 422 (0)	639	13,342	11,915
	その他	305	-	0	7	304	230
	計	13,672	397	2 422 (0)	646	13,647	12,145

- 1 機械及び装置には、取得価額から租税特別措置法の規定に基づく圧縮記帳額9百万円が控除されております。
- 2 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。
- 3 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。

(注1) 機械及び装置の当期増加額の主なものは次のとおりであります。

NOxセンサ第8次増産設備投資(小牧工場)	1,696 百万円
実証評価用NAS電池設置(小牧工場)	738 百万円

(注2) 土地の当期減少額の主なものは次のとおりであります。

知多新9号地 売却	858 百万円
-----------	---------

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	5,703	67	118	5,652
投資損失引当金	-	573	-	573
NAS電池安全対策引当金	10,891	-	3,548	7,342
競争法関連損失引当金	-	9,300	-	9,300
製品保証引当金	428	426	205	650

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。



## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	以下の算式により1単元あたりの金額を算定し、これを買取りまたは買増しをした単元未満株式数で按分した金額とする。 100万円以下の金額につき1.150% 100万円を超え500万円以下の金額につき0.900% 500万円を超え1,000万円以下の金額につき0.700% 1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき0.575% (円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。) ただし、1単元あたりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞及び名古屋市において発行する中日新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 <a href="http://www.ngk.co.jp/IR/kessan">http://www.ngk.co.jp/IR/kessan</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、定款の定めによりその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書  
事業年度（第148期）（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）平成26年6月27日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類  
平成26年6月27日関東財務局長に提出
- (3) 臨時報告書  
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書  
平成26年7月1日関東財務局長に提出
- (4) 四半期報告書及び確認書  
（第149期第1四半期）（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）平成26年8月8日関東財務局長に提出
- (5) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類  
平成26年9月10日関東財務局長に提出
- (6) 四半期報告書及び確認書  
（第149期第2四半期）（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）平成26年11月7日関東財務局長に提出
- (7) 訂正発行登録書（普通社債）  
平成26年11月7日関東財務局長に提出
- (8) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書  
平成26年12月24日関東財務局長に提出  
事業年度（第147期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。
- (9) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書  
平成26年12月24日関東財務局長に提出  
事業年度（第148期）（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。
- (10) 訂正発行登録書（普通社債）  
平成26年12月24日関東財務局長に提出
- (11) 四半期報告書及び確認書  
（第149期第3四半期）（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日）平成27年2月6日関東財務局長に提出
- (12) 訂正発行登録書（普通社債）  
平成27年2月6日関東財務局長に提出
- (13) 臨時報告書  
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書  
平成27年5月12日関東財務局長に提出
- (14) 訂正発行登録書（普通社債）  
平成27年5月12日関東財務局長に提出

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月26日

日本碍子株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 井 夏 樹 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 崎 裕 司 印

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本碍子株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本碍子株式会社及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本碍子株式会社の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、日本碍子株式会社が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年6月26日

日本碍子株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 井 夏 樹 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 崎 裕 司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本碍子株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第149期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本碍子株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。